



部活動改革と地域スポーツ・文化芸術環境の整備 ～今後の方向性等～

スポーツ庁 地域スポーツ課
文化庁参事官（芸術文化担当） 付

本日の説明のアウトライン

1. 中学校の部活動を取り巻く現状・課題及び改革の全体像
2. これまでの経緯及び地域展開の進捗・取組事例
3. 今後の改革の方向性（ガイドライン・予算）
4. まとめ

1. 中学校の部活動を取り巻く現状・ 課題及び改革の全体像

学校部活動の課題・改革の必要性

① 少子化の進展

少子化により、学校の規模が小さくなる中、1つの学校単位ではチームスポーツなどが十分に実施できない

② 学校における働き方改革

学校における働き方改革の必要性が高まる中、学校の教師のみに頼る指導体制は維持できない

(参考1) 中学生世代の人口推計 2023年：約322万人 ⇒ 2033年：約259万人

(参考2) 中学校教師の時間外在校等時間 R4：約58時間 ⇒ 目標(R11)：約30時間

(参考3) 学校部活動の意義

- ・生徒が、身近に、気軽に、安全・安心な環境の下で、スポーツ・文化芸術活動を行う機会を公的に保障
- ・生徒の体力向上、責任感・連帯感・リーダーシップの育成、好ましい人間関係の構築などに寄与 など

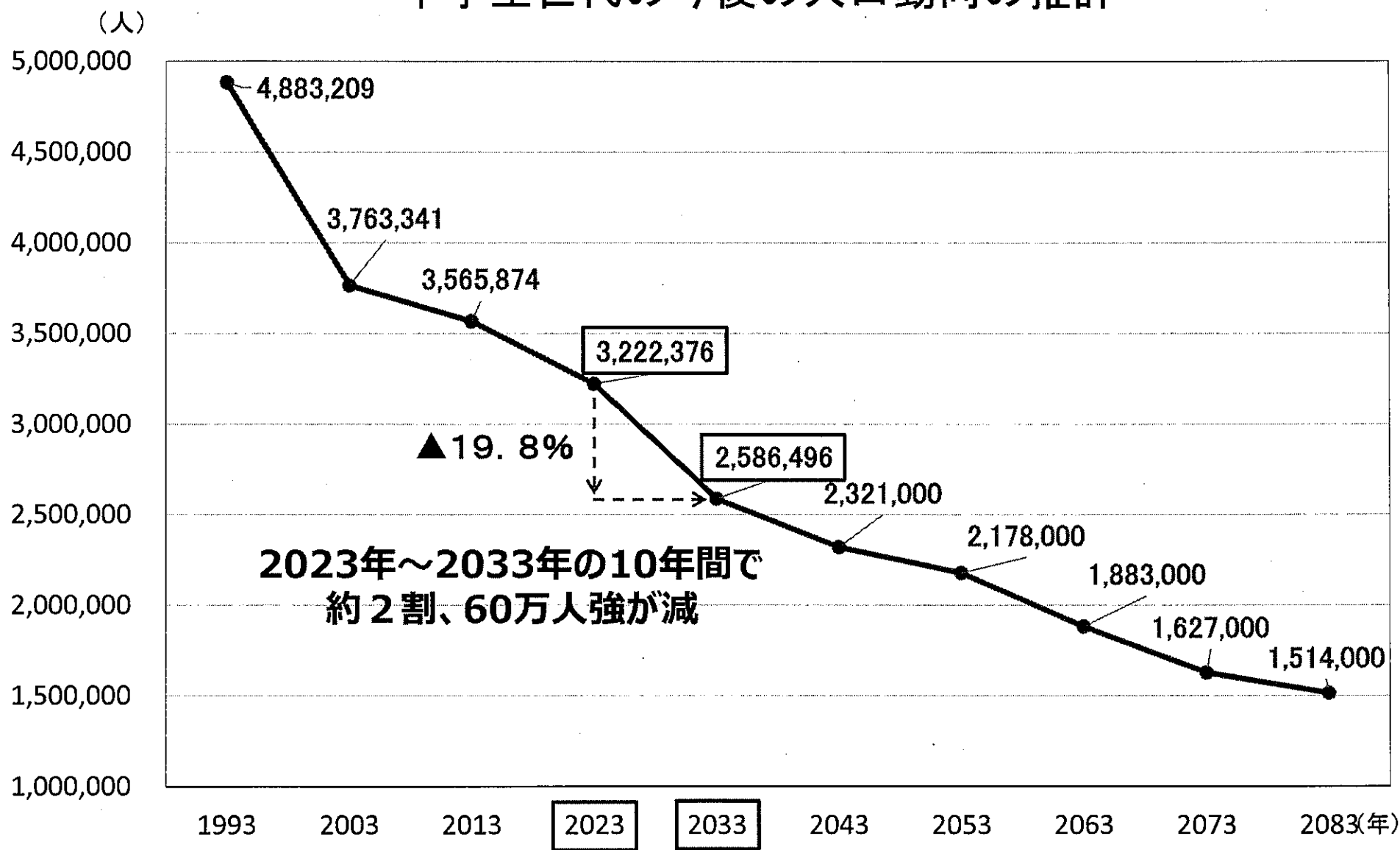


● 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するために、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、地域全体で支える仕組みの構築が必要

● これにより、生徒の活動機会の維持にとどまらず、多種多様な体験の実現や、良質な指導等を通じた活動の質向上、地域社会の維持・活性化等につながることも期待

【関連データ】 少子化の進展（中学生世代の人口の急激な減少）

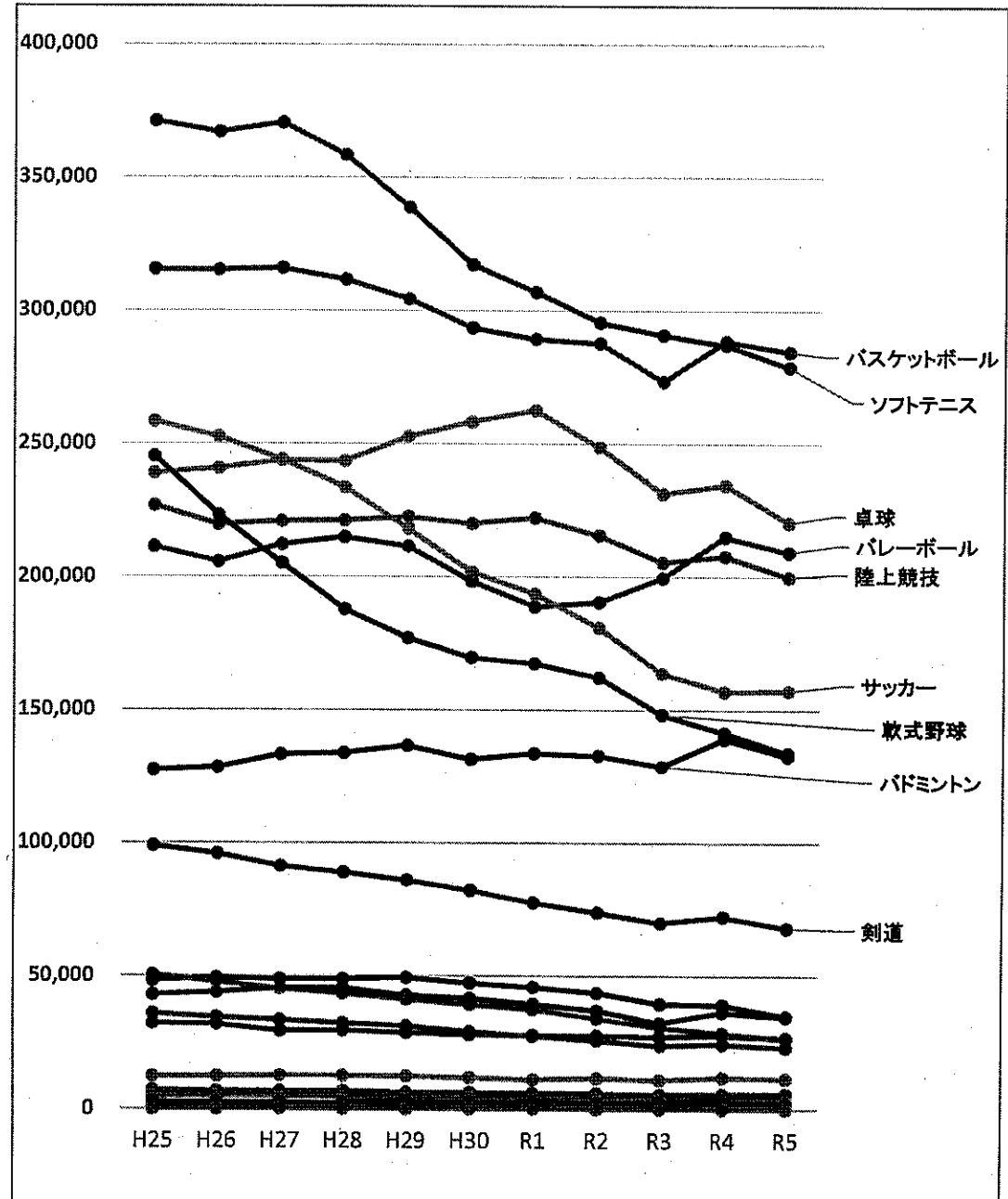
中学生世代の今後の人口動向の推計



中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数
厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2023年4月）により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（令和5年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

【関連データ】運動部活動に参加している中学生数の推移

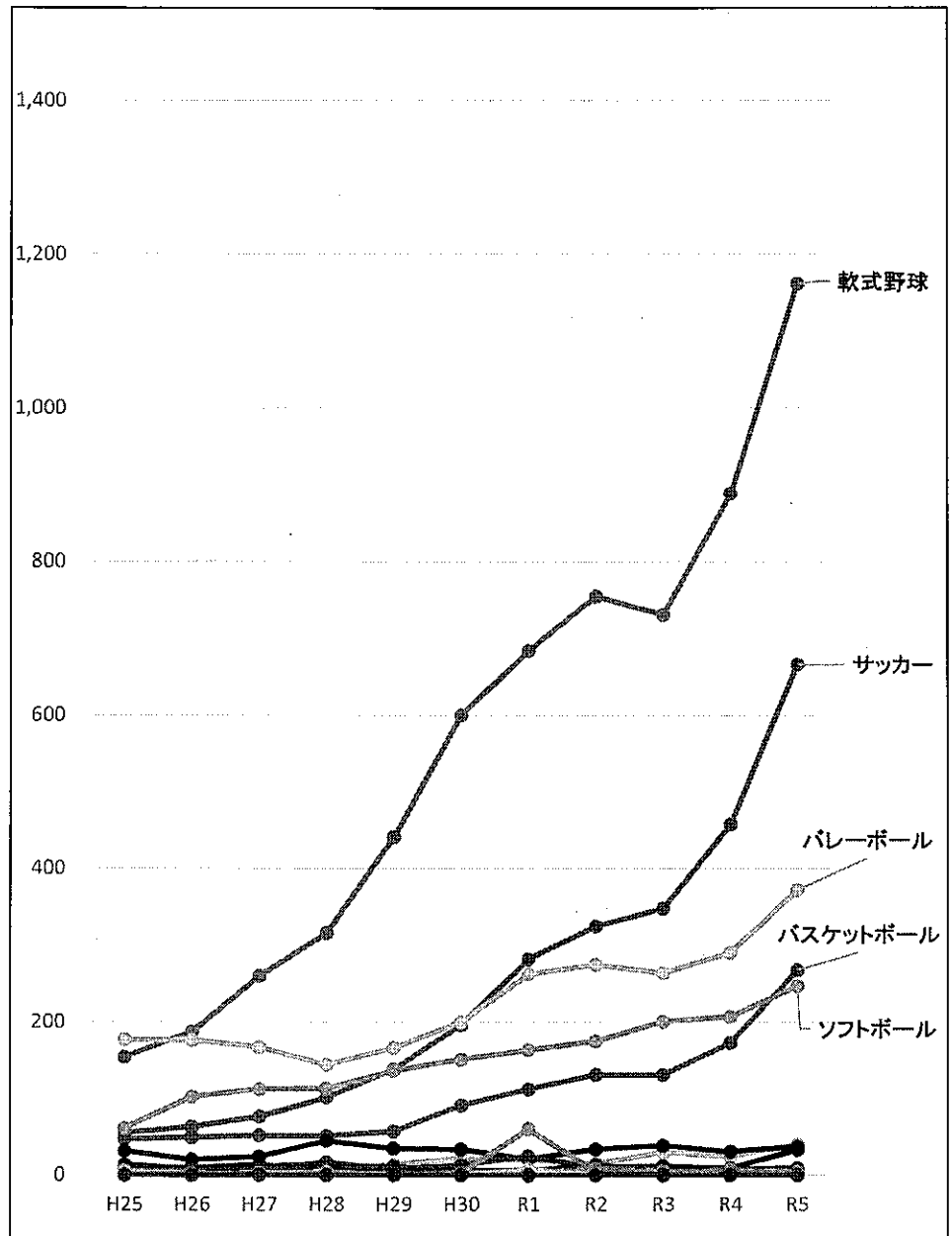
競技	H25	R5	H25との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	315,354	284,551	-9.77%	-30,803
ソフトテニス	371,121	278,750	-24.89%	-92,371
卓球	238,854	220,288	-7.77%	-18,566
バレーボール	211,259	209,216	-0.97%	-2,043
陸上競技	226,692	199,969	-11.79%	-26,723
サッカー	258,291	157,170	-39.15%	-101,121
軟式野球	245,219	133,725	-45.47%	-111,494
バドミントン	127,239	132,512	4.14%	5,273
剣道	98,913	68,026	-31.23%	-30,887
水泳競技	48,358	34,879	-27.87%	-13,479
テニス	42,883	34,668	-19.16%	-8,215
ハンドボール	32,205	26,745	-16.95%	-5,460
ソフトボール	50,418	26,242	-47.95%	-24,176
柔道	35,809	23,131	-35.40%	-12,678
弓道	12,269	11,451	-6.67%	-818
ラグビー	7,152	5,887	-17.69%	-1,265
体操競技	6,387	4,115	-35.57%	-2,272
新体操	4,825	3,202	-33.64%	-1,623
空手	2,315	2,176	-6.00%	-139
スキー	2,641	1,918	-27.38%	-723
ホッケー	1,545	1,434	-7.18%	-111
アーチェリー	763	766	0.39%	3
なぎなた	834	696	-16.55%	-138
相撲	1,343	655	-51.23%	-688
スケート	550	467	-15.09%	-83
アイスホッケー	500	395	-21.00%	-105
レスリング	96	140	45.83%	44
フィギュア	51	22	-56.86%	-29
合計	2,343,886	1,863,196	-20.51%	-480,690



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

【関連データ】 中学校における合同部活動実施チームの推移

競技	H25	R5	H25との比較	
			増減率	増減
軟式野球	154	1162	654.5%	1,008
サッカー	55	666	1110.9%	611
バレーボール	177	372	110.2%	195
バスケットボール	47	268	470.2%	221
ソフトボール	61	247	304.9%	186
ハンドボール	10	40	300.0%	30
ラグビー	32	37	15.6%	5
アイスホッケー	14	33	135.7%	19
ホッケー	5	9	80.0%	4
陸上競技	5	8	60.0%	3
卓球	9	7	-22.2%	-2
剣道	7	7	0.0%	0
水泳競技	0	5	-	5
ソフトテニス	3	5	66.7%	2
バドミントン	5	2	-60.0%	-3
柔道	6	2	-66.7%	-4
体操競技	5	0	-100.0%	-5
新体操	0	0	-	0
相撲	0	0	-	0
スキー	0	0	-	0
スケート	0	0	-	0
空手	0	0	-	0
合計	595	2,870	382.4%	2,275



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

部活動改革の全体像（イメージ）

少子化が進む中でも、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむ機会を確保・充実するため、学校部活動の『地域連携』及び『地域展開』を推進

「学校部活動」

- 学校が主体となる学校教育活動（教育課程外）
- 学校の教師が自校の生徒に指導



学校部活動の『地域連携』

- 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

学校部活動の『地域展開』

「地域クラブ活動」

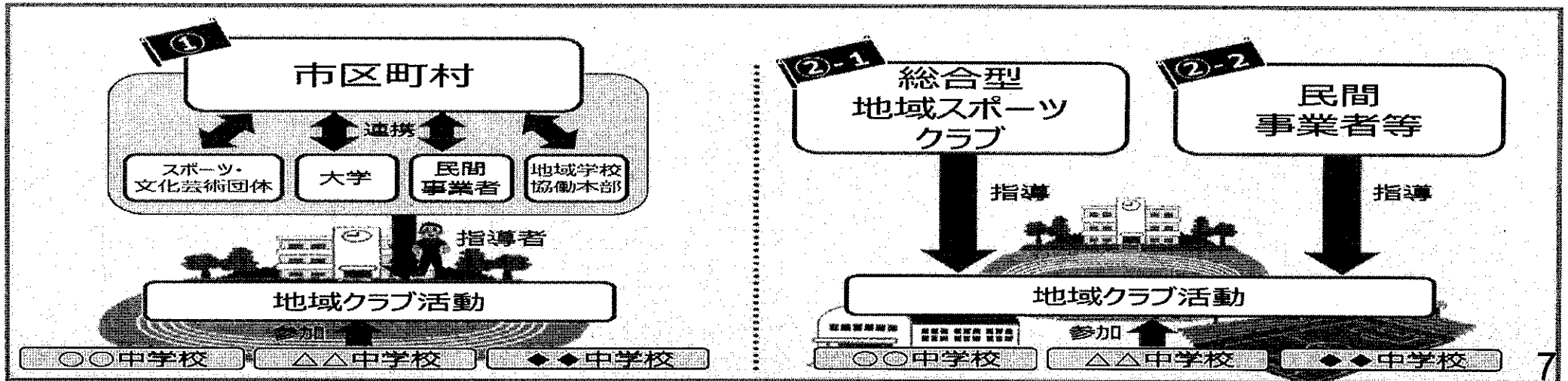
- 地域の多様な主体が実施する学校外のスポーツ・文化芸術活動（法律上は社会教育など）

＜主体の例＞

- ① 地方公共団体（市区町村等）
- ② スポーツ・文化芸術団体（総合型地域スポーツクラブ、体育・スポーツ協会、競技団体等）
- ③ 民間事業者 など

- 地域の指導者が地域の幅広い生徒に指導
- 学校部活動の意義の継承・発展 + 新たな価値の創出

【「地域クラブ活動」のイメージ】



学校部活動から地域クラブ活動への転換

現行

地域移行

見直し

地域展開

趣旨

- ①従来、学校内の人的・物的資源（学校の施設を含む）によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく
- ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることで可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指していく

地域クラブ活動において実現が期待される「新たな価値」の例

- ① 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、
スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む)
- ② 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- ③ 学校等の垣根を越えた**仲間とのつながり創出**
- ④ 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- ⑤ 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
- ⑥ 学校段階にとらわれない**継続的な活動** (引退のない継続的な活動)
及び地域クラブの指導者による**一貫的な指導** 等

2. これまでの経緯及び地域展開の 進捗・取組事例

部活動改革の経緯・取組

◆「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)

- ・令和5年度から令和7年度までの3年を「改革推進期間」と位置付け
- ・まずは、休日における地域の環境整備を着実に進める。地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す

地域クラブ活動への移行に向けた実証事業（モデル事業）			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算額 (スポーツ・文化)	11億円	27億円	45億円
市区町村数	スポーツ：339市区町村 文化：95市区町村	スポーツ：510市区町村 文化：161市区町村	スポーツ：670市区町村 文化：251市区町村

※予算額は補正を含む。

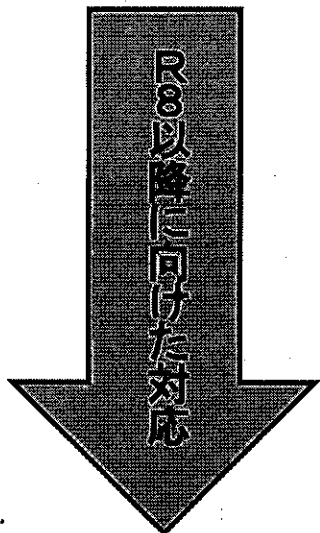
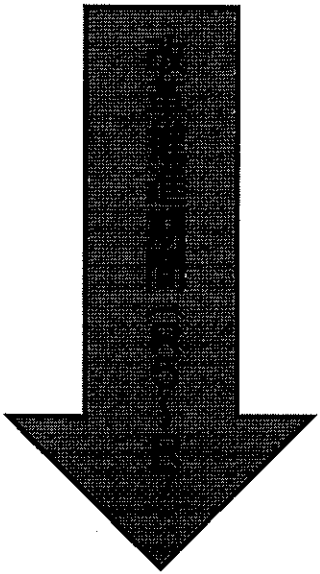
◆「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」(令和6年8月～)

- ・「改革推進期間」終了後（令和8年度以降）の改革の方向性や総合的な方策を検討
- ・令和6年12月に中間とりまとめ、令和7年5月16日に最終とりまとめ

◆部活動改革に関する新たなガイドラインの策定(令和7年12月 文部科学省)

◆新たな補助制度の創設

(令和7年度補正予算：82億円、令和8年度予算案：57億円 計139億円)



令和7年度 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業実施予定先 (R7年7月時点*)

岐阜県 (30市町)
岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、恵那市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、柳井町

滋賀県 (13市町)
大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市、竜王町、豊郷町、多賀町

福井県 (17市町)
福井市、敦賀市、小浜市、大野町、勝山市、越前市、あわら市、越前町、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、吉浜町、若狭町

兵庫県 (27市町)
姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、鷹砂市、川西市、三田市、丹波篠山市、養父市、淡路市、六甲市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、新温泉町

山口県 (10市)
下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、光市、長門市、美祇市、山陽小野田市

広島県 (8市町)
三原市、府中市、三次市、安芸高田市、府中町、海田町、北広島町、世羅町

佐賀県 (4市町)
佐賀市、多久市、基山町、白石町

長崎県 (9市町)
長崎市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町

熊本県 (21市町村)
八代市、玉名市、鹿屋市、菊池市、上天草市、宇城市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、益城町、氷川町、山江村、球磨村

鹿児島県 (10市町)
鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、長島町、与論町

沖縄県 (8市町村)
宜野湾市、石垣市、糸満市、南城市、宜野座村、北谷町、中城村、八重瀬町

宮崎県 (3市)
宮崎市、小林市、えびの市

総実施自治体数：670市区町村
※他市町村と共同で地域クラブ活動を実施する市区町村を含む。
※各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。

秋田県 (7市町)
秋田市、能代市、大館市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、羽後町

山形県 (20市町)
山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、尾花沢市、南陽市、大石田町、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町

新潟県 (24市町村)
新潟市、三条市、柏崎市、新潟市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、柏崎市、岩手町、新井町、出雲崎町、蒲原町、津和野町、関川町

京都府 (9市町)
福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、長岡京市、八幡市、京田辺市、宇治田原町、精華町

富山県 (13市町)
富岡市、富山市、氷見市、滑川市、高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市、新水町、上市町、立山町、入道町、朝日町

石川県 (13市町)
金沢市、七尾市、小松市、珠洲市、加賀市、かほく市、能美市、野々市市、津幡町、内灘町、志賀町、中能登町、穴水町

大阪府 (13市)
岸和田市、豊中市、池田市、泉大津市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、大東市、箕面市、門真市、大阪狭山市

鳥取県 (1町)
南部町

岡山県 (12市町)
倉敷市、玉野市、井原市、総社市、高梁市、備前市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、矢掛町

北九州市)

愛媛県 (11市町)
松山市、今治市、新居浜市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、上島町、松前町、伊方町、鬼北町

高知県 (3市)
南国市、土佐清水市、四万十市

青森県 (6市町村)
八戸市、むつ市、中泊町、風間浦村、佐井村、三戸町

山形県 (20市町)

新潟県 (24市町村)

富山県 (13市町)

石川県 (13市町)

石川県 (13市町)

石川県 (13市町)

石川県 (13市町)

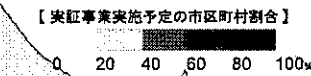
石川県 (13市町)

石川県 (13市町)

石川県 (13市町)

石川県 (13市町)

北海道 (42市町村)
旭川市、北見市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、芦別市、江別市、士別市、根室市、砂川市、登別市、伊達市、北広島市、当別町、蘭越町、岩内町、余市町、由仁町、長沼町、鷹栖町、東神楽町、東川町、中川町、初山別村、利尻富士町、斜里町、遠軽町、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、新ひだか町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、池田町、足寄町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町



岩手県 (7市町)
盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、矢巾町、西和賀町、一戸町

宮城県 (9市町)
気仙沼市、白石市、角田市、栗原市、大崎市、巨野町、利府町、加美町、涌谷町

福島県 (8市町村)
福島市、会津若松市、白河市、喜多方市、国見町、川俣町、西郷村、三春町

茨城県 (36市町村)
水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、鹿嶋市、常陸大宮市、高萩市、北茨城市、常陸那珂市、土浦市、つくば市、ひまわり市、葛城町、常陸市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、浦茨市、かすみがうら市、龍川町、神栖町、行方町、鉾田町、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、成田市、東海村、大子町、常陸村、阿見町、八千代町、水戸市

群馬県 (12市町村)
前橋市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、榛東村、吉岡町、長野原町、東吾妻町、川場村、玉村町

東京都 (7市区)
品川区、渋谷区、中野区、板橋区、足立区、昭島市、日野市

山梨県 (12市町)
甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、上野原市、甲州市、中央市、身延町、昭和町

長野県 (48市町村)
長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、御代田町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、阿智村、東御市、木曾町、麻績村、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、坂城町、小布施町、高山村、木暮平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村

三重県 (12市町)
四日市市、伊勢市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、熊野市、志摩市、伊賀市、菟野町、紀北町、御浜町、紀宝町

岩手県 (7市町)
盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、矢巾町、西和賀町、一戸町

宮城県 (9市町)
気仙沼市、白石市、角田市、栗原市、大崎市、巨野町、利府町、加美町、涌谷町

福島県 (8市町村)
福島市、会津若松市、白河市、喜多方市、国見町、川俣町、西郷村、三春町

茨城県 (36市町村)

栃木県 (15市町)
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、下野市、上三川町、浅水町、芳賀町、壬生町、野木町

埼玉県 (22市町)
川越市、熊谷市、行田市、本庄市、狭山市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、和光市、新座市、久喜市、北本市、三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、小川町、寄居町

千葉県 (24市町)
銚子市、市川市、野田市、成田市、佐倉市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、香取市、いすみ市、栄町、東庄町、横芝光町、睦沢町、大多喜町

神奈川県 (6市町)
藤沢市、秦野市、南足柄市、大磯町、山北町、開成町

静岡県 (10市町)
沼津市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、裾野市、伊豆市、菊川市、川根本町

愛知県 (20市町)
岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、大山市、常滑市、江南市、大府市、尾張旭市、豊明市、日進市、北名古屋、みよし市、豊山町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町

令和7年度 地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業 実施予定先【R7年7月時点※】

京都府 (5市町)
福知山市、舞鶴市、八幡市、京田辺市、精華町

滋賀県 (3市)
大津市、甲賀市、野洲市

三重県 (4市町)
四日市市、桑名市、鈴鹿市、菟野町

青森県 (2市)
八戸市、むつ市

北海道 (12市町)
岩見沢市、登別市、伊達市、蘭越町、岩内町、東神楽町、東川町、白老町、安平町、釧路町、厚岸町、標茶町

兵庫県 (11市町)
姫路市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、赤穂市、三田市、養父市、宍粟市、稲美町、播磨町

大阪府 (6市)
池田市、泉大津市、八尾市、大東市、箕面市、門真市

和歌山県 (2町)
紀美野町、有田川町

秋田県 (2市)
大館市、大仙市

宮城県 (1市)
角田市

岩手県 (2市町)
大船渡市、一戸町

奈良県 (17市村町)
奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、安堵町、田原本町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、天川村

鳥取県 (1市)
境港市

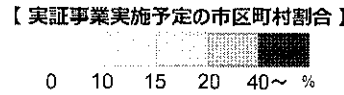
広島県 (1市)
廿日市市

福島県 (4市町)
会津若松市、伊達市、国見町、石川町

山形県 (8市町)
山形市、米沢市、酒田市、寒河江市、尾花沢市、川西町、小国町、白鷹町

岡山県 (12市町)
倉敷市、玉野市、井原市、総社市、高梁市、備前市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、矢掛町

山口県 (6市)
下関市、萩市、防府市、岩国市、長門市、美祢市



茨城県 (13市町村)
石岡市、高萩市、笠間市、取手市、牛久市、鹿嶋市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大子町、美浦村、利根町

愛媛県 (3市町)
松山市、今治市、伊方町

香川県 (7市町)
高松市、丸亀市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、宇多津町

群馬県 (3市町)
前橋市、沼田市、邑楽町

栃木県 (1市)
佐野市

長崎県 (4市町)
松浦市、五島市、南島原市、時津町

福岡県 (5市町)
中間市、大野城市、宗像市、久山町、桂川町

千葉県 (7市町)
成田市、習志野市、柏市、我孫子市、八街市、白井市、栄町

埼玉県 (8市町)
川越市、川口市、上尾市、久喜市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町

大分県 (2市)
竹田市、豊後高田市

宮崎県 (1市)
小林市

神奈川県 (3市町)
秦野市、大磯町、開成町

東京都 (3市区)
板橋区、昭島市、日野市

鹿児島県 (6市町)
鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市、与論町

熊本県 (6市町)
八代市、宇城市、玉東町、南関町、大津町、高森町

富山県 (6市町)
高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、朝日町

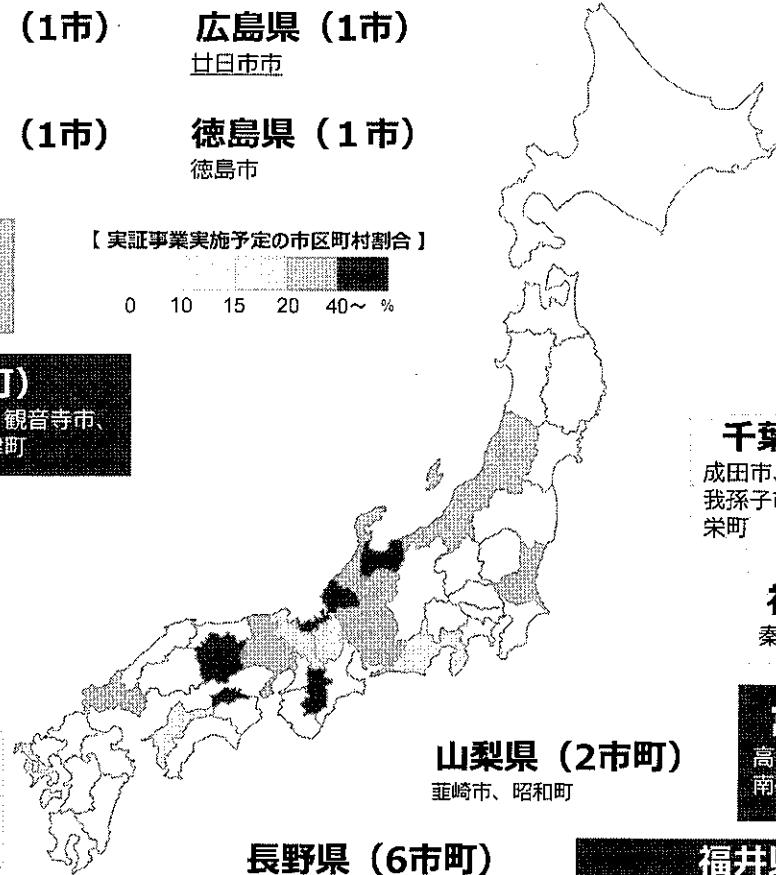
新潟県 (9市町村)
長岡市、燕市、上越市、佐渡市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町

政令指定都市 (11市)
札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、岡山市、広島市、北九州市

総実施自治体数：251市区町村

文化部のみ実施の自治体数：15市町 (下線あり)

※各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。



長野県 (6市町)
須坂市、大町市、千曲市、安曇野市、下諏訪町、富士見町

山梨県 (2市町)
韭崎市、昭和町

福井県 (9市町)
福井市、敦賀市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、越前町

石川県 (5市)
金沢市、小松市、珠洲市、加賀市、野々市市

静岡県 (6市)
富士市、静岡市、焼津市、掛川市、裾野市、伊豆市

愛知県 (12市町)
岡崎市、春日井市、豊田市、蒲郡市、大山市、常滑市、大府市、愛西市、北名古屋市、みよし市、東浦町、幸田町

岐阜県 (12市町)
岐阜市、高山市、羽島市、可児市、瑞穂市、飛騨市、郡上市、下呂市、安八町、揖斐川町、七宗町、御橋町

令和6年度 地域スポーツクラブ／文化クラブ活動への移行 に向けた実証事業事例集について(令和7年8月)

地域スポーツクラブ活動への移行

目次

- 0. はじめに
- 1. 特集
- 2. 課題別事例
- 3. 実証事業先一覧

コラム コーディネーターの役割、企業と連携した地域クラブ活動等に関するコラムを掲載



主な内容

- ◆ 広域連携による地域クラブ活動に取り組む自治体や、休日の運動部活動の地域展開を実現した自治体等の特集。取組のプロセスや担当者の声などを掲載。
- ◆ 8つの課題ごとに特徴的な取組やポイント等を紹介する課題別事例に加え、コラムでは、コーディネーターの役割や企業と連携した地域クラブ活動等、各自治体に参考にしていただきたい情報を掲載。

課題別事例

- 01 自治体の推進体制
- 02 地域の関係団体と連携した地域クラブ活動運営体制の構築
- 03 安全・安心で持続的な地域クラブ活動のための認定制度
- 04 持続的・安定的な地域クラブ活動の運営へ向けた取組
- 05 地域クラブ活動を支える人材の確保と育成
- 06 地域クラブ活動が生み出す新たな価値
- 07 全ての子どもたちのスポーツ機会を保障する支援制度
- 08 改革推進期間の先を見据えた平日の取組

地域文化クラブ活動への移行

目次

- 1. はじめに
- 2. 実証事業の概要
- 3. 事例紹介
- 4. コラム
- 5. アンケート
- 6. 令和6年度実施団体一覧
- 7. 索引ページ



主な内容

- ◆ 13の課題に対して特徴的な取組やポイント等を紹介。加えて、自治体が参考にしやすいよう、自治体規模別索引や運営形態別（市区町村運営型や民間団体等運営型）索引を用意し、調べたい情報を容易に入手できるように掲載。コラムでは、文化庁活動改革から生まれる新たな学びと交流や移動の工夫等、各自治体に参考にしていただきたい情報を掲載。

- 1. 関係者との連絡調整・指導者助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
- 2. 指導者の質の保障・量の確保
- 3. 関係団体・分野との連携強化
- 4. 面的・広域的な取組
- 5. 内容の充実
- 6. 多種多様なプログラムの提供や多世代での活動
- 7. 学校施設の活用等(活動場所の確保)
- 8. 活動場所への移動手段の確保
- 9. 生徒・保護者等の関係者の理解促進
- 10. 参加費用負担の支援等
- 11. 大会やコンクール運営のあり方
- 12. 生徒の安全確保のための体制整備
- 13. 楽器等の用具の確保等

地方公共団体における特色ある取組事例①

休日の全ての部活動の地域展開

【長崎県長与町】

- ・R5.4から休日の運動部活動を全て地域展開
- ・町教委から総合型地域スポーツクラブに運営委託
- ・平日3日：部活動、休日2日：地域クラブ活動
- ・月会費3,000円、経済的困窮世帯への支援
- ・企業版ふるさと納税や寄附等による財源確保 等

【茨城県神栖市】

- ・R6.9から休日の運動部活動を全て地域展開
- ・直営型クラブ（部活動と同じ種目）、自主運営型クラブ（多様な活動：市が認定）のハイブリッドモデル
- ・直営型クラブは年会費1,000円、月会費2,000円
- ・教師の兼職兼業等の推進、ICT活用による指導 等

指導者の確保・育成

【千葉県：県が設置する広域の指導者人材バンク】

- ・指導を希望する登録者と地域クラブ活動の運営団体・自治体が双方向でやりとりできるマッチング機能を実装
- ・R7.7で1,383名が登録、20代～60代までの幅広い年齢層、様々なバックグラウンドを持つ人材が集積
- ・R7.5で80人が実際にマッチングに至っている

【福岡県：大学との連携による指導者確保と育成】

- ・県主導でR6に「福岡県アスリート人材活用コンソーシアム」を設立（福岡大学・九州共立大学＋民間企業2社）
- ・指導者研修会（100名以上が受講）や指導者派遣等
 - ①指導者派遣型（8市町10クラブ活動にのべ34名を派遣）
 - ②施設参集型@福岡大学（6中学校からのべ876名参加）

学校施設管理

【福井県鯖江市：学校体育施設へのスマートロックの導入】

- ・スマートロックにより、地域クラブ活動指導者と貸出事務を担う職員の双方の鍵の受け渡し負担を大きく軽減
- ※イニシャルコスト：15校で約500万円 ランニングコスト：1台約2,200円/月

活動場所への移動手段の確保

【香川県東かがわ市：スクールバスの活用・乗降モニタリング】

- ・保護者の送迎負担を軽減するため、平日・休日ともにスクールバスで所属校と活動場所の中学校との間を送迎
- ・学校や保護者等が、生徒の所在・バス乗降の時刻等を把握できるよう、乗降モニタリングシステムを導入

地方公共団体における特色ある取組事例②

生徒のニーズに応じた多種多様な活動

【新潟県佐渡市：生徒が選択できる多様な地域クラブ活動】

- ・「スキップ型」（従来の部活動と同じ種目：7クラブ）と「エンジョイ型」（楽しむことを目的とした多様な活動：35種目）の2種類の選択肢。参加者数も年々増加
- ・エンジョイ型は週ごとに興味がある活動を選んで参加

自治体間の広域連携

【長野県南佐久郡：6町村の広域連携による地域クラブ活動】

- ・6町村が負担金を拠出し、地域クラブ活動を共同で支える仕組みを構築（運営委員会・総括コーディネーター等）
- ・公立4校+私立1校が合同で活動。選択肢が大幅増加
- ・電車の時刻に合わせた活動時間の設定、交通費補助等

民間企業等との連携

【富山県：応援企業登録制度の構築】

- ・県で「部活動・地域クラブ活動応援企業」を募集・登録（指導者派遣、施設・用具の提供、財政的支援など）
- ・R7.7で24団体が登録

【北海道安平町：地域貢献型自動販売機の設置】

- ・大塚製薬（株）と連携し、飲料水の「地域貢献型自動販売機」を義務教育学校に設置
- ・売上の一部を地域クラブ活動に取り組むNPO法人に寄附

【熊本県玉東町：スポンサー募集による財源確保】

- ・町サッカー協会が中心となり、地域クラブ活動（サッカークラブ）において、スポンサーを募集
- ・練習着への企業名掲載によるスポンサー料を活動資金に充当

【長崎県長与町：企業版ふるさと納税等の活用】

- ・持続可能な運営基盤支援に向け、企業版ふるさと納税等を活用
- ・庁外企業2社から企業版ふるさと納税（R5）+庁内企業からの寄附（R5・R6・R7）

<参考>

- ・国における「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた産官学連携フォーラム」の開催（R7.8）
- ・民間企業等による「ブカツ・サポート・コンソーシアム」（R6.9設立）※沖縄県・山形県・徳島県の教委と包括連携協定を締結

3. 今後の改革の方向性 (ガイドライン・予算)

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要①（令和7年12月）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要②（令和7年12月）

改革の
理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

【中間評価】

改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」(前期)

令和11年度～13年度
「改革実行期間」(後期)

取組方針

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手
(中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進 (まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証)

※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要

認定制度

競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等のため、国が定めた要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援(財政支援、学校施設の優先利用等)、大会・コンクールへの円滑な参加等
【主な要件】 活動時間(平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内) / 休養日(週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか) / 低廉な参加費 / 指導体制(日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等) / 安全確保 / 学校等との連携

地域展開
の円滑な
推進に当
たつての
対応

推進体制

国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / **市区町村等が改革の責任主体** / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / **生徒が所属する中学校等との連携** / 民間企業・大学・関係団体等との連携等

各種課題
への対応

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③**活動場所の確保(学校施設の有効活用等)**
④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

ニーズ反映
・参画促進等

生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等(体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等) / 生徒のクラブ運営等への参画(生徒同士の話し合いなど)

部活動の
在り方

- 適切な運営のための体制整備(部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等)
- **適切な指導・安全安心の確保(暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等)**
- 適切な活動時間・休養日の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

大会等の
在り方

- 生徒の参加機会確保(地域クラブ活動等の参加促進等) ● 大会への引率や運営に係る体制整備(教師以外の関係者の参画促進等)
- 生徒の安全確保(熱中症対策等) ● 大会等の在り方の見直し(多様なニーズを踏まえた大会の開催等)

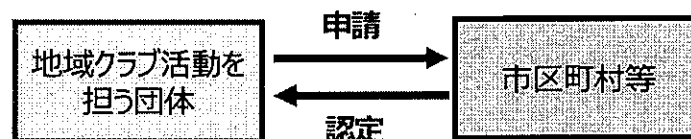
関連制度

希望する教師の兼職兼業の円滑化(中学校教師だけでなく小学校教師(体育専科等)や高校・特別支援学校の教師等を含む)、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額(案) 57億円
 (前年度予算額 37億円)
 令和7年度補正予算額 82億円



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して楽しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進 ※★印は令和7年度補正予算に計上

I. 部活動の地域展開等推進事業

54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。

- ① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援
- ② 経済的困窮世帯の生徒への支援
- ③ 推進体制の整備等★

〔指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等〕

〔参加費・保険料〕

〔コーディネーターの配置
人材バンクの設置・運用、指導者
研修、移動手段確保等〕

〈補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3(*1)、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2)〉

(2) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、**実証事業を実施**。(定額補助：国10/10)

〈主な重点課題〉

- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用(指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む)
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保等



(3) 中学校における部活動指導員の配置支援

補助金

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。

[17,320人(運動部：13,620人、文化部：3,700人)]〈補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3(*1)〉

(4) 地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

委託費等

- ・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開★
- ・指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営(JSC運営費交付金)

II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等)★(一部)
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築等



休日の実証事業の実施

部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

中間評価の結果を踏まえた更なる改革の推進

※休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

【「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)抜粋】

地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。

根拠法令

- **スポーツ基本法(令和7年改正後)**(抜粋)
 第十七条の二 地方公共団体は、(略) 中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(令和7年改正)**(抜粋)
 附則第三条 政府は、(略) 次に掲げる措置を講ずるものとする。
 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

*1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3
 *2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

最後に・・・まとめとして

- 少子化が急激かつ中長期的に進んでいる中で、改革は待ったなしの状況
(手遅れになる前に改革を進める必要)
- 子供たちの豊かな活動機会を確保するための改革
- 「地域クラブ活動」 = 学校部活動の意義の継承・発展 + 新たな価値の創出
- 全国一律の進め方ではなく、地域の実情等に応じた多様な改革が必要
- 国として、新たなガイドラインの策定、認定制度の構築、新たな補助金の創設、地方公共団体への伴走支援等を通じて、各地域での改革の加速化・定着を促進
- この改革は、スポーツ・文化芸術全体の発展やスポーツ・文化芸術の力による地域活性化等を実現するためのチャンスでもある。「本改革に携わる関係者の前向きな姿勢が、子供たちはもとより、社会全体に大きなプラスの影響を及ぼす」
(実行会議・最終とりまとめ)

<以下、参考資料>

学校部活動の地域展開等に関する情報発信について

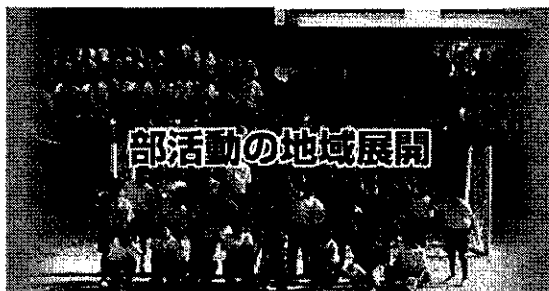
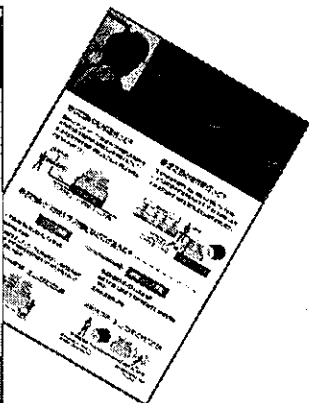
○部活動改革ポータルサイト

- * 学校部活動の地域展開等に係る情報を一元化
- * 自治体の方/指導者の方/保護者・生徒の方等の対象別ページ
- * FAQの掲載や全国の取組紹介、広報資料を提供
- * その他、順次コンテンツを充実中

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm



○ポスター・チラシ、イメージ動画



部活動の地域展開の趣旨やコンセプトを視覚的に表すポスター・チラシやショート動画を作成

○産官学連携フォーラム

ダイジェスト動画を公開

- * 各分野の有識者が登壇しパネルディスカッション
- * 地域クラブをサポートする団体同士のマッチングイベント



○好事例紹介動画

〔長崎県長与町〕〔京都府舞鶴市、福岡県宗像市、兵庫県加古川市・加古郡播磨町〕

先行自治体における、学校関係者や指導者、保護者、生徒の声を収録する動画を作成・公開。



「スポトレ動画ナビ ～ 動画でわかる！中学生のスポーツ活動応援サイト～」について

趣旨・位置付け

- 地理的・人的要因によるスポーツ体験格差を生じさせないよう、中学生等が様々なスポーツの自主学習等に活用できる動画コンテンツ（中央競技団体の作成動画等）を集約し、ポータルサイトに掲載する。
- 令和6年度「デジタル動画を活用した運動部活動・地域クラブ活動のサポート体制の整備に向けた実践研究事業」により構築。

サイトの構成

- (1) トップページ、サイトの使い方（中学生向け+指導者向け）
- (2) 動画
 - ① 各競技の自主学習動画
(サッカー、柔道、相撲、ソフトテニス、ソフトボール、ハンドボール、バスケットボール)
※競技団体等に幅広く照会し、中学生の自主学習に適した動画等をピックアップ
 - ② アーバンスポーツの紹介動画（ブレイキン、スケートボード）
 - ③ 各競技に共通する基本動作に関する動画
(なわとび、体操、ボール運動、サーキットトレーニング、ラケット・バット運動)
- (3) 安全対策
(熱中症対策、スポーツ事故防止など)
- (4) 参考リンク
(室伏長官によるセルフチェック・ウォーミングアップ等に関する動画など)

※サイトURL : <https://www.mext.go.jp/sports/training-videos-navi/>

スケジュール

- 令和7年3月28日 サイトオープン・利用開始
- 令和7年度～ 令和7年度事業において動画コンテンツの充実（パラスポーツを含む）や好事例調査等を実施



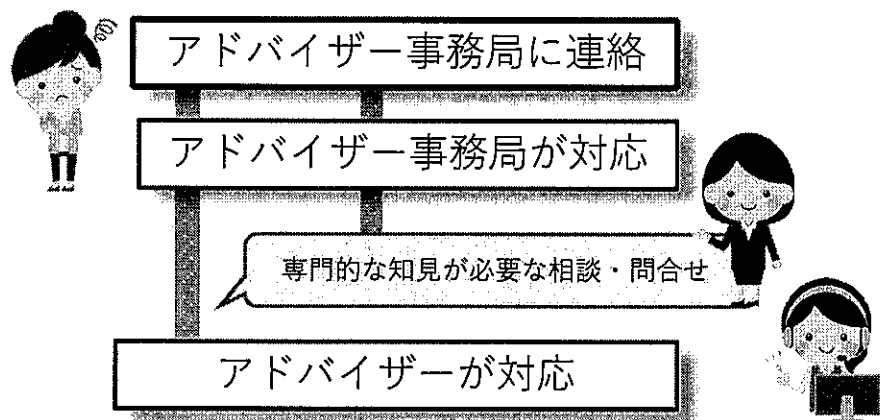
【サイト画面（イメージ）】



地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局について

運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に向け、自治体等における取組を支援するため、「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」を設置し、**自治体等からの相談・問合せに対応**いたします。

利用フロー



※対応形式：オンライン会議、電話、現地訪問等

Q&A

01 アドバイザーに訪問を依頼する場合、費用は必要ですか？

助産・交通に係る費用はアドバイザー事務局が負担します。訪問に係る費用について、自治体等の負担はありません。

02 自治体等が主催する協議会や講習会で講演してもらうことはできますか？

学識経験者や学校関係者、スポーツ団体関係者など、幅広い知見を持ったアドバイザーによる講演対応も受け付けています。

03 アドバイザー事務局は誰でも利用可能ですか？

本アドバイザー事務局は、都道府県・市区町村・スポーツ団体の利用に限定させていただいております。

アドバイザー一覧

- | | | | |
|--------|---|--------|---|
| ・石川 智雄 | 新潟県 長岡市教育委員会
学校教育課 部活動地域移行室 室長 | ・友添 秀則 | 環太平洋大学 体育学部 教授 |
| ・金崎 良一 | 長崎県 長与町教育委員会 教育長 | ・西 政仁 | 奈良県 生駒市生涯学習部 スポーツ振興課長 |
| ・熊耳 雅美 | 公益財団法人北海道スポーツ協会 生涯スポーツ課
主任・クラブアドバイザー | ・久田 晴生 | 長崎県 大村市教育委員会
学校教育課 参事・体育スポーツ専門幹 |
| ・小出 利一 | NPO法人新町スポーツクラブ 理事長 | ・松尾 哲矢 | 立教大学
スポーツウエルネス学部・大学院スポーツウエルネス学研究科 教授 |
| ・佐藤 嘉晃 | 静岡県 掛川市教育委員会 教育長 | ・渡辺 靖代 | 一般社団法人スポーツリンク白川 クラブマネージャー |
| ・澁谷 健一 | 公益財団法人新潟県スポーツ協会
スポーツ推進課長 | ・渡邊 優子 | 新潟県 村上市教育委員会 学校教育課 部活動地域移行総括コーディネーター
NPO法人希楽々 理事長
新潟県 村上市スポーツ推進委員 |

(五十音順・敬称略)
※令和7年10月時点

問い合わせ先

- ホームページ <https://sports-club-advisor.jp/>
- 電話 080-8522-7361 対応可能時間：10:00～17:00（土曜・日曜・祝日を除く）
- メール bukatsudo@sechs.jp



部活動の地域展開等に関する法律上の規定

スポーツ基本法（令和7年改正）

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）

（政府の措置）

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

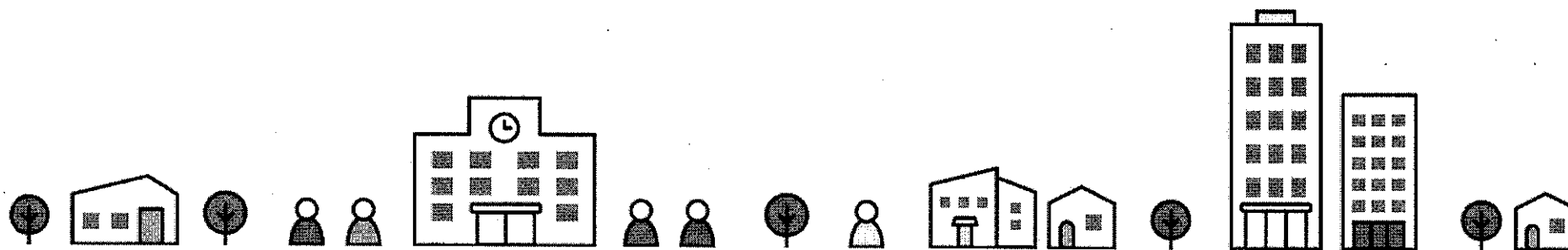
一～五 （略）

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

七 （略）

2 （略）

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について



目次



現行の学習指導要領が目指す学び

p.2



改訂に当たっての背景と論点

p.15



これまでの検討のハイライト

p.18



現行の学習指導要領が目指す学び



改訂に当たっての背景と論点



改訂後の学習の姿と体制

社会の変化のスピードが速くなっている

旧石器時代
1万年以上前



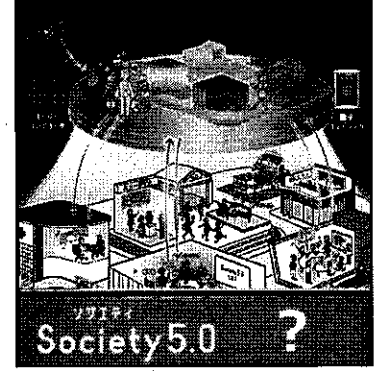
平安時代
1000年前



明治時代
150年前



現代
2020年



10000
years



1000
years



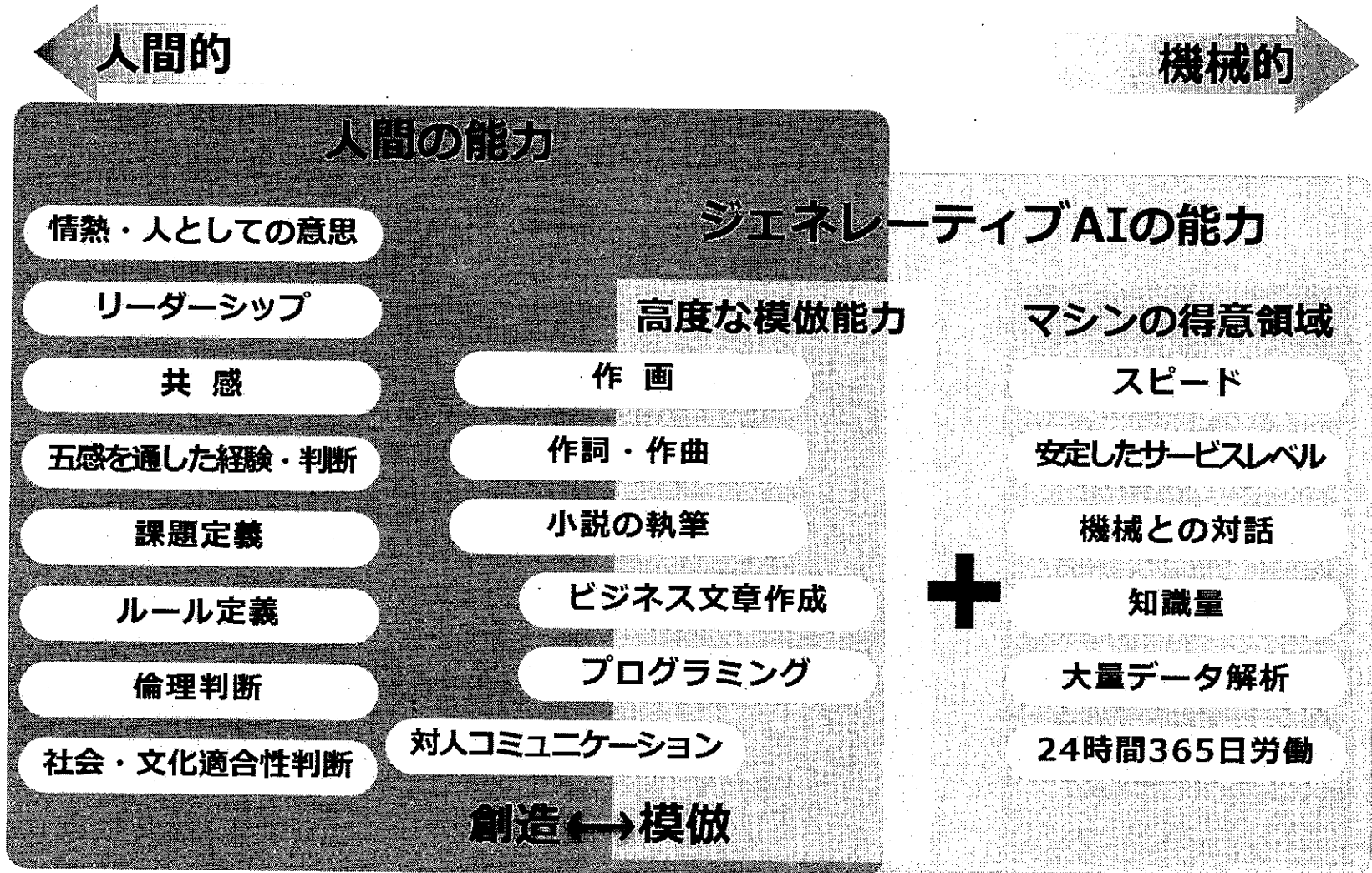
150
years



10
years?

人間が大人になるまでの
期間より短い

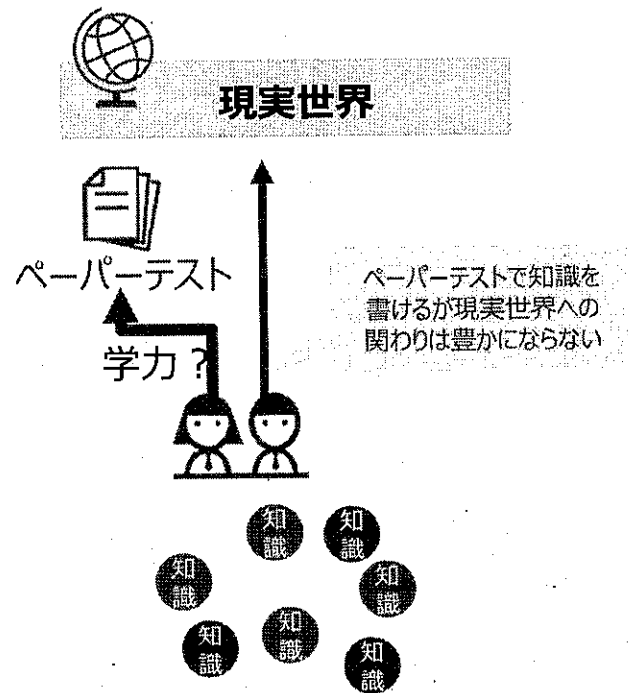
生成AIを鏡として、人間が得意なことの理解が深まる



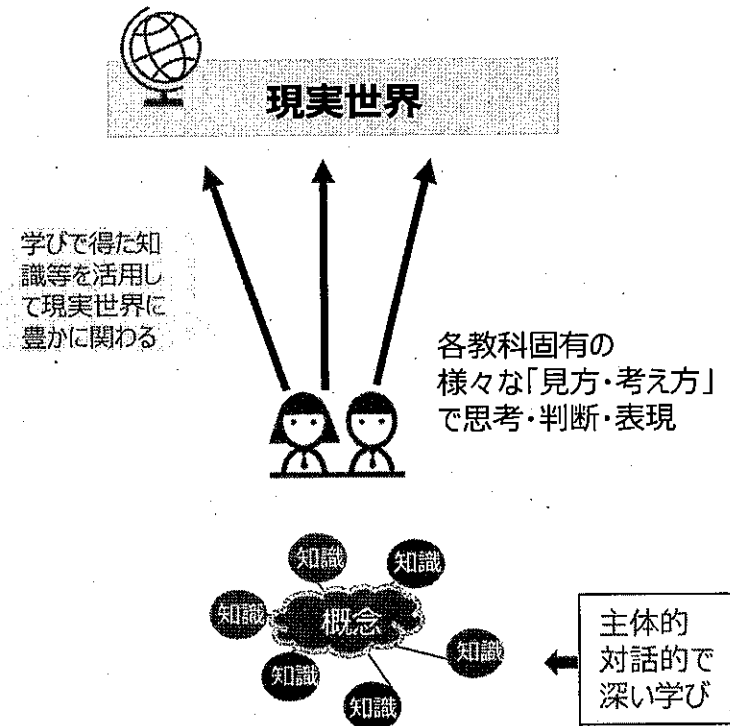
- 個別知識の集積
- 入試「学力」、学校「学力」
- 入試が終わると抜け落ちてなくなる



- 深い意味理解、概念としての習得
- 現実世界に転移する「資質・能力」
- 入試が終わって多くを忘れた後も残っている



学習に基づく記憶情報の追加
現実社会に「転移」しない学び



構造化された知識・概念形成
現実社会に「転移」する学び

何ができるようになるかー 資質・能力

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

基本理念

「社会に開かれた教育課程」の実現
教育課程の改善サイクルを回す「カリキュラム・マネジメント」

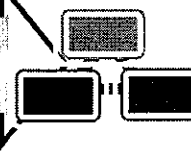
何を学ぶか- 学習内容

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し
⇒小学校外国語科、高校「公共」など教科新設

どのように学ぶか- 学習過程

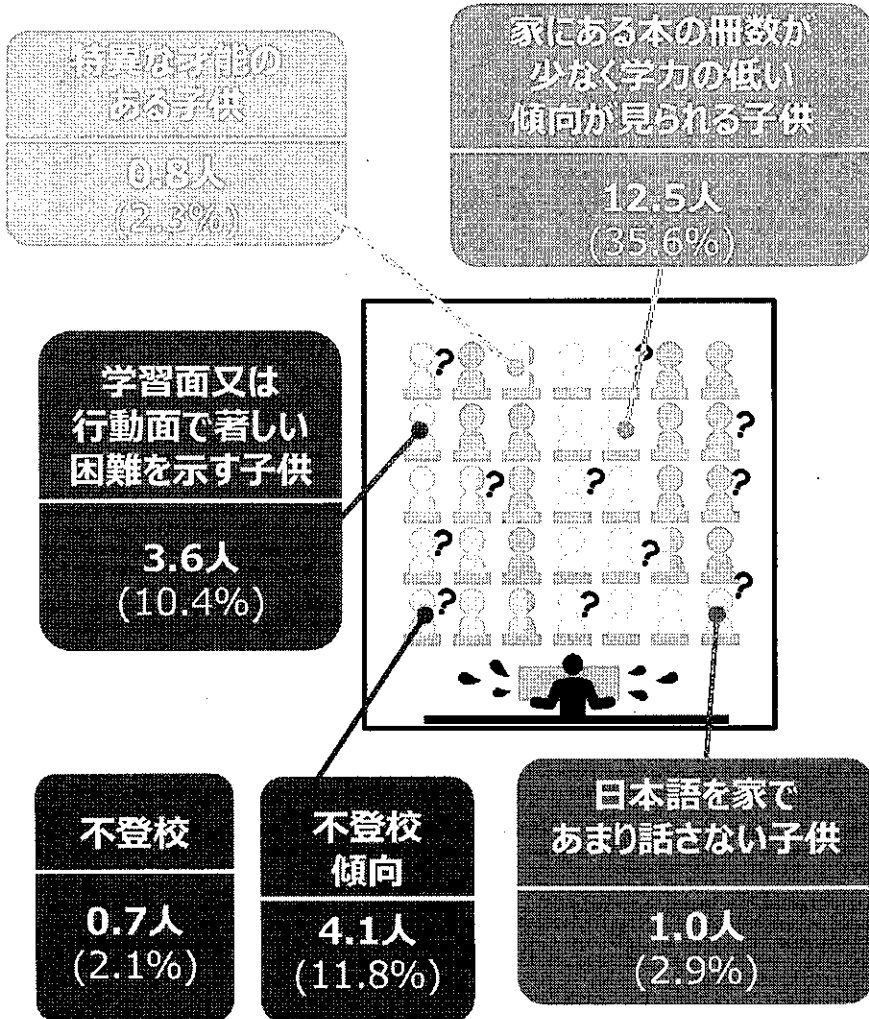
主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

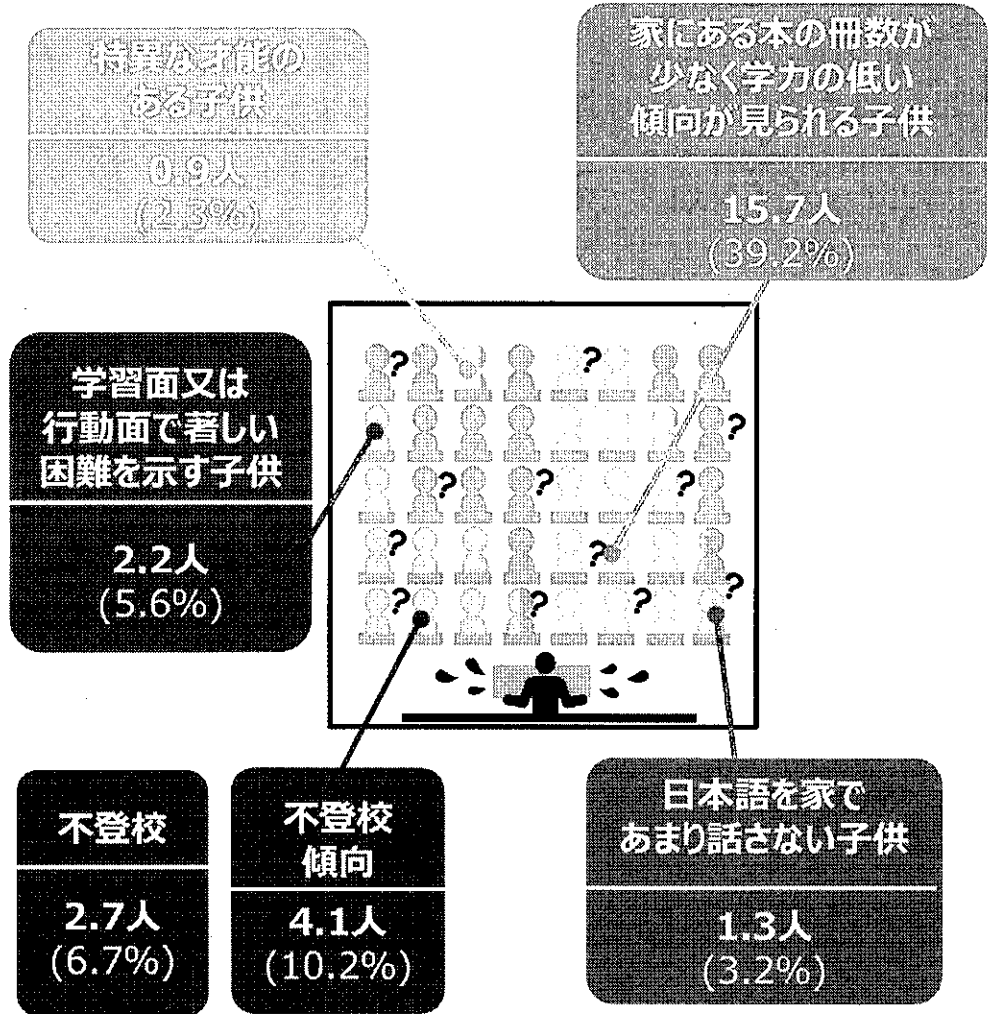


教室の中の多様性:「これまで通り」で誰一人取り残されないは可能か？

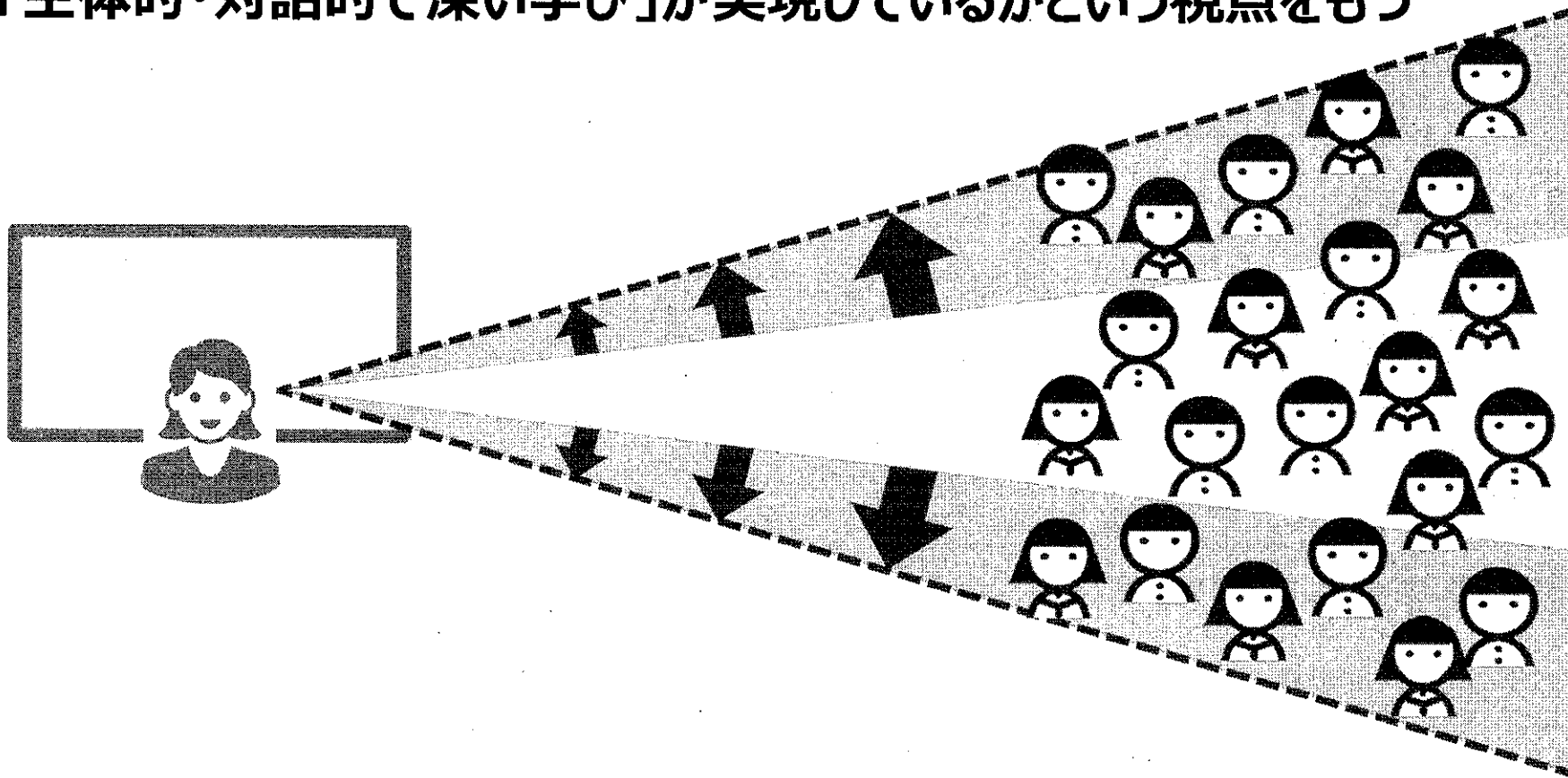
小学校 (35人学級)



中学校 (40人学級)



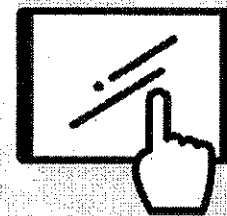
誰一人取り残さず全ての子供たちに
「主体的・対話的で深い学び」が実現しているかという視点をもつ



教師が全ての子供一人一人に合わせた指導をするのは難しい

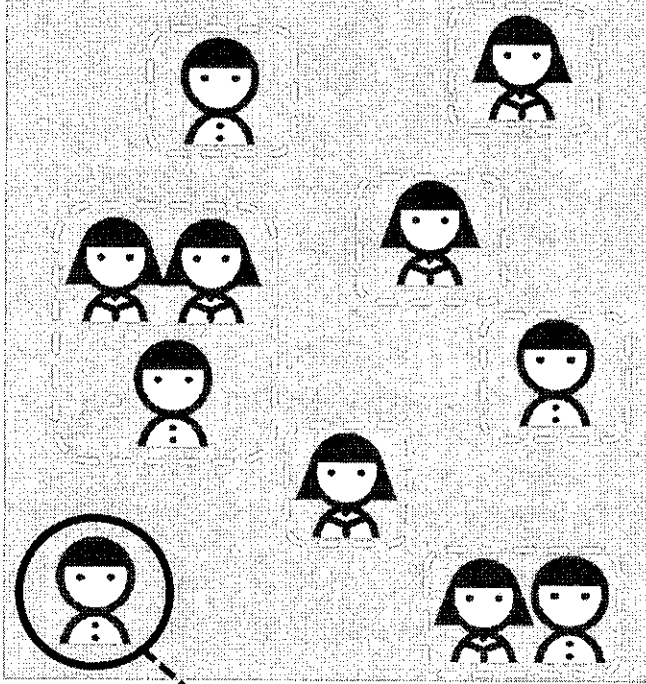
子供が自分で自分の学習を調整できるようにすることが大切

それを支えるのが「一人一台端末」



個別最適な学び

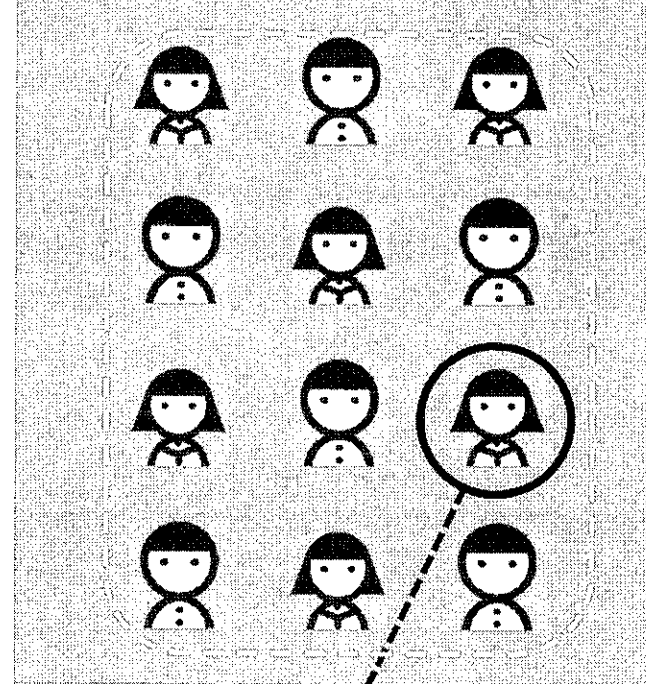
一人一人で学びながら
必要に応じて協働する



集団の中で
個が**孤立**する恐れもある

協働的な学び

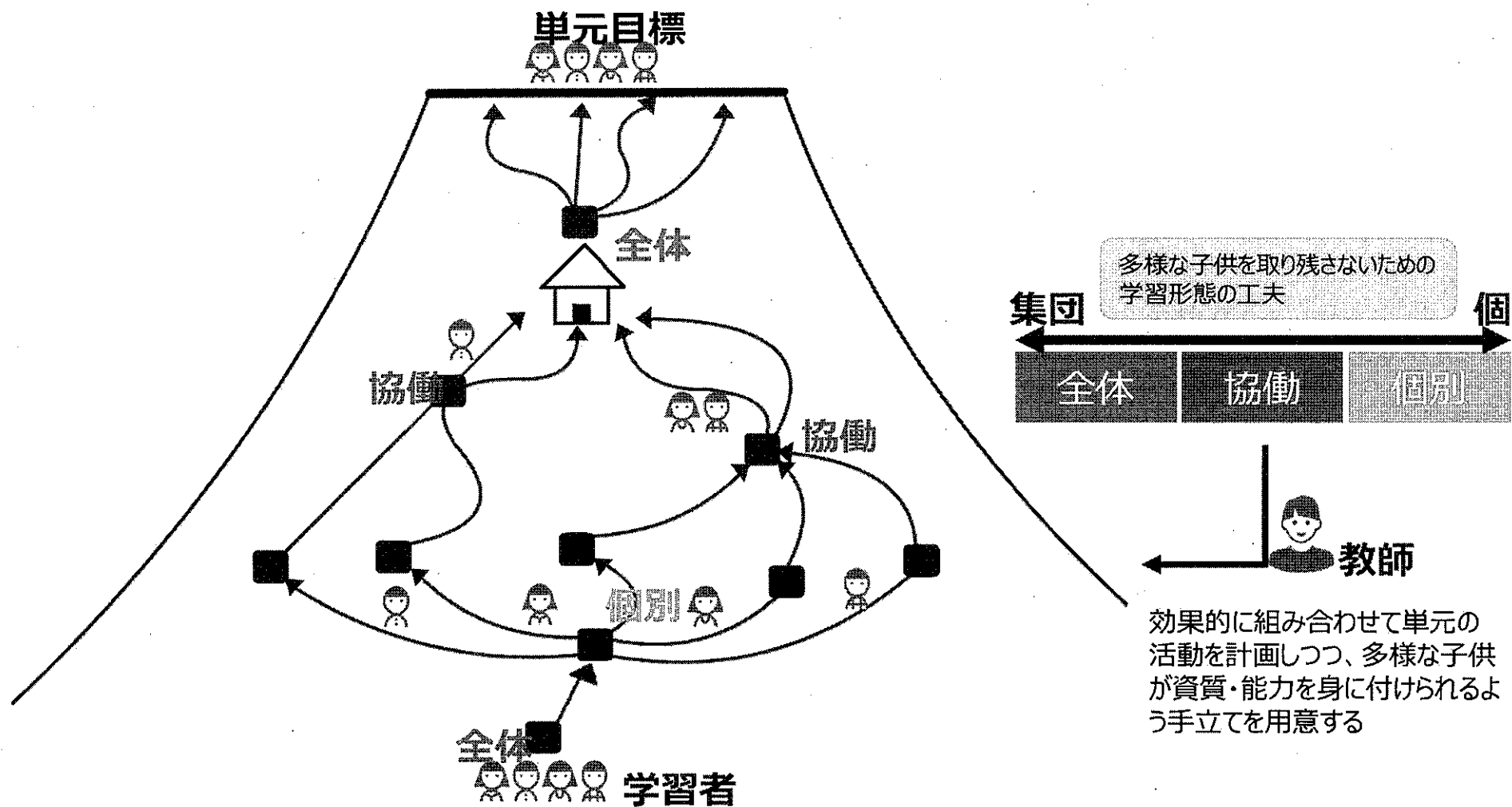
みんなで学ぶ中で
一人一人の学びを深める



集団の中で
個が**埋没**する恐れもある

それぞれの良さを生かしながら
一体的に充実していくことが重要

本時主義×教師主導の授業づくりから、単元×学習者主体の授業づくりへ





「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のための サポートマガジン「みるみる」

子供を“みる”目
授業を“みる”目

○誰一人取り残すことなく全ての子供たちの可能性を引き出すため、令和3年1月の中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指してにおいて、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の考え方が提起された一方、取組を進めたいが具体的な実践イメージが湧かないとの声もあります。

○こうした悩みを抱える教師一人一人の豊かな実践を支えるため、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けた授業づくりにあたっての基本的な考え方や実際に様々な取組に挑戦している学校の実践を記事にしまとめたオンラインマガジンを「note」に掲載しました。

基本編

【①これからの時代に求められる子供たちの資質・能力】

- #01 急速に変化し続ける社会
- #02 未来の創り手となる子供たちに育みたい資質・能力
- #03 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

【②「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の意義】

- #01 子供によって効果の高い学び方は違う
- #02 「孤立した学び」を防ぎ、学びを広げ深める協働的な学び
- #03 「主体的・対話的で深い学び」と「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」の関係

【③「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に関するよくある疑問】

- #01 「個別最適な学び」はこれまでにない新しいことを目指しているのか？
- #02 全ての子供一人一人に教師が異なる指導するのは現実的ではないのではないか？持続可能な形で実現していくためにはどうすればよいのか？
- #03 教師が指導性を発揮することは悪いことなのか？

【④「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」をどのように進めていくのか？】

- #01 1コマ1コマの授業づくりから単元をベースとした授業づくりへ
- #02 「個別」「協働」「全体」の効果的な組み合わせによる単元の計画づくり

実践編

【実際の授業や教師へのインタビューを 基に、授業づくりの具体的な取組を紹介】

○各教科における実践

- ①戸田市立戸田東小学校
- ②富山市立芝園小学校
- ③名古屋市立山吹小学校
- ④加賀市立山代中学校
- ⑤吉田町立吉田中学校
- ⑥宮城県仙台第三高等学校

○総合的な学習(探究)の時間における実践

- ⑦天童市立天童中部小学校
- ⑧福山市立福山中学校
- ⑨山梨県立笛吹高等学校

単元計画表や指導案の例
など豊富な資料を掲載
(実際の時間割や時程の
見直しの例もあります)



実際の授業の様子がイメージしやすいよう、たくさんの写真や動画とともに実践を紹介

単元計画表

私達の存在「中野地方」とは、どのような地方なのだろう
一考までの社会科の学習を生かして、自分たちが授業を作るろう〜 教科書解説

＜単元について＞(含む期間)
①単元問題を解決するために、「空想」と「何をどの
ように取組んでいくのかを計画」し、先生のを交える。【授業計画】(4コマ)

②教科書、資料から課題解決に必要な情報を集める。【情報収集】(1授業)

③集めた情報を表や図やツールを使って整理し、
見方・考え方を整理して、情報を共有する。【情報整理】(1授業)

④4週間毎に中間報告会を開催し、進捗状況を確認し合う。【中間報告】(2コマ)

⑤【学びの発表】
⑥4週間にわたって内容をパネルディスカッション形式で議論する。

※編制したいと望んでもらえる人になる。また、自分で判断し、自分から声をかける練習！
※授業は自分の角を作っておき、議論しやすいようにする。
※毎回「盛り盛り」で学んだ内容をリトリブする。【振り返り】(1授業)

子供に共有された「ラーニングガイド」内の単元計画

自動車の作り手の立場に立って調べたり話し合ったりする子供たち

令和6年度の2学期授業計画表

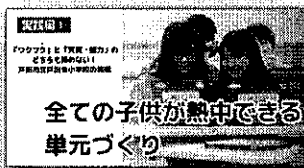
科目	1学期	2学期	3学期	合計
国語	111	100	100	311
算数	70	70	70	210
理科	70	70	70	210
社会	70	70	70	210
英語	70	70	70	210
音楽	70	70	70	210
美術	70	70	70	210
体育	70	70	70	210
保健	70	70	70	210
総合	70	70	70	210
特別	70	70	70	210
その他	70	70	70	210
合計	1110	1000	1000	3110

令和6年度の2学期授業計画表

こちらから
ご覧ください！



「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のためのサポートマガジン『みるみる』掲載の実践事例①



【実践編①】戸田市立戸田東小学校の実践事例

- 第5学年/社会/単元「自動車をつくる工業～みんなの願いを乗せた夢のクルマプロジェクト～」
- 単元構想のポイント（本時1/11時間）
自動車工業に関わる人々の「思い」や「願い」を着眼点として、子供が自分なりの「夢のクルマ」を考える課題を学習のゴールに設定し、自動車づくりを自分事として捉えながら工業生産に関わる人々の工夫や努力を捉えられるようにする。

授業の流れ



単元の学習計画の共有 学習前
単元導入時に、単元全体の大まかな学習計画を子供と共有。子供が見通しをもって自律的に学習を進めることを促す。

学習意欲を高める単元を通じた魅力ある学習課題の計画 学習前

自動車にこめられた作り手の「思い」や「願い」を単元を通じた着眼点として提示。その上で、単元末に子供一人一人が自分なりの「夢のクルマ」を考え、まとめる活動を計画（学習内容を生かして「トヨタ夢のクルマアートコンテスト」へ作品を出品）。子供のワクワク感を高め、単元のゴールを意識した目的ある学習を促す。

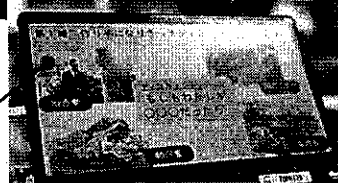


ルーブリックの提示 学習前

単元の目標に照らした観点別の評価基準を分かりやすく表したルーブリックを提示。子供が「目指す姿」や自らの資質・能力の高まりを意識しながら学習に取り組むことを促す。

学習課題の工夫 学習中

「カーデザイナー」「生産者」「輸送者」「販売者」4つの選択肢から選んだ立場になりきって、作り手の「思い」や「願い」を探る課題を設定。自分の興味・関心に応じた選択肢を設けることで、子供に自分事として追究することを促す。



学習を自ら調整できる場面を計画的に取り入れる 学習中

4つの選択肢から自ら選んだ立場を踏まえて、工業生産に関わる人々の工夫や努力を探究する学習課題を設定し、自ら学習を調整しながら学習を進める場面を計画的に取り入れる。

多様な教材を活用できる環境整備 学習中

教科書、資料集の他、デジタル端末を活用して必要な情報にいつでもアクセスできる環境を整備。子供に目的に応じて多様な教材を選択したり組み合わせたりしながら工夫して学習を進めることを促す。



他者と協働できる環境整備 学習中

追究の状況に応じて友達同士で協力して学習できる環境を整備。子供に必要なに応じて友達と協働しながら自らの考えを広げ深めることを促す。

状況に応じた教師の支援 学習中

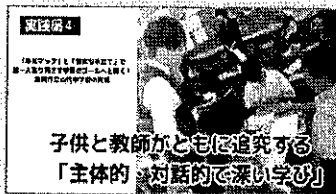
子供一人一人の学習状況のきめ細かい見取りを基に、学習がうまく進んでいない子供には発問したり具体的にアドバイスしたりするなど適切に支援。子供のより探究的な学びと学びのさらなる深まりを促す。



互いの考えの共有・関連付け 学習後

「カーデザイナー」「生産者」「輸送者」「販売者」それぞれの立場で考えたことを全体で共有。子供に互いの考えの関連付けを促すとともに、次時への意欲付けや見直しをもつことを促す。

「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のためのサポートマガジン『みるみる』掲載の実践事例②



子供と教師がともに追究する「主体的・対話的で深い学び」

【実践編④】加賀市立山代中学校の実践事例

● 第3学年/英語/単元「Unite6 Beyond Borders (New Horizon3)」

● 単元構想のポイント (本時1/9時間)

国際協力、相互協力、相互援助をテーマに扱い、国際社会に対する願いや自分たちが貢献できることについて、国際社会の一員としての子供たちの意識を高めながら、仮定法や関係代名詞といった言語材料を用いて自分の考えを英語で発信することができるようにする。

授業の流れ

学習の目的意識を高める導入の工夫

日本と発展途上国それぞれの子供たちの学校生活に関する写真等を提示し、それらを比較させる活動から導入。恵まれない環境に置かれた子供たちの生活に触れることで、単元のテーマである国際協力や相互援助への子供の意識を高め、その後の学習の目的意識を高めることを促す。

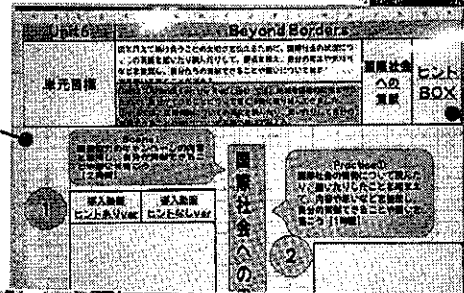
学習前



「単元マップ」による単元の学びの共有

単元導入時に、単元名、単元の目標、単元の学習の流れ、時数、教材(学習材)、評価の観点など、単元の学習に関する情報をまとめた「単元マップ」をデジタル端末・クラウド環境を通じて共有。子供が見通しをもち、単元全体の学習を俯瞰しながら自律的に学習を進めることを促す。

学習前



つまづきを支える学習材の用意

「単元マップ」内に「ヒントBOX」を設け、子供がつまづきやすいポイントに応じてヒントとなる資料を用意。子供に必要なに応じていつでも参照し、自らつまづきを克服して自力で学習を進めることを促す。

学習中

個々のペースでアクセスできるデジタル教材の活用

デジタル教科書とともに、主教材となる「国際協力のキャンペーン動画」(「英語の字幕あり/なし」の2種類)は、「単元マップ」を通じてクラウドで保存。子供は何度でも動画視聴が可能となり、自分のペースで粘り強い取組を促す。

学習中



選択できる課題レベルの設定

動画視聴の後、「この地域の子供たちに貢献できること・現状に対する想い」について自分の考えを英語で書く活動の際には、選択できる2種類の課題レベルを設定。子供に理解度に応じて自分に合った課題を選択して課題にチャレンジすることを促す。

学習中

教師による積極的な見取りと支援

子供一人一人の学習状況を見取りながら、特につまづいている子供・困り感を抱く子供に対しては、学習内容のみならず、英語科の特性に応じて学びのツツを積極的に助言。子供の自律的な学びを支えるとともに、学習意欲の持続を促す。

学習中



振り返りの実施と蓄積

単元マップと一体化した振り返りシートを用意し、学習活動ごとに「学習への取り組み方」「次時に取り組みたいこと」などの視点を提示して振り返りを実施し、記録を蓄積。子供に学びの手応えの自覚と、さらなる学習改善、自律した学び手への成長を促す。

学習後



現行の学習指導要領が「指す学び」



改訂に当たっての背景と論点

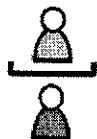


これまでの検討のハイライト

検討においてどのような前提があるか

これからの社会

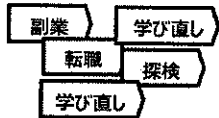
少子高齢化



生成AI等
デジタル
技術の発展



マルチステージ
の人生



テクノロジー
によるチャンス



グローバル化



子供たちにとって重要なこと



自らの人生を
舵取りする力を
身につけること



持続可能な
社会の創り手と
なること



豊かな可能性を
開花できること



現行の学習指導要領が実現しようとしていること

現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何ができるようになるか」を明確化／「どのように学ぶか」の重要性を強調。「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を提示

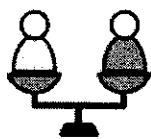
質の高い教師の努力と熱意に 支えられ生まれた成果

精力的な授業改善



全国の学校は、コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末環境も活用し、精力的な授業改善を行ってきた

地域間格差・学力格差の改善



全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている

子供一人ひとりに目を向けた時に見えてきた課題

多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の必要性

-小学校35人学級における子供の多様性*-

日本語を家で あまり話さない	家の蔵書数が少なく学力が低い傾向	特異な 才能がある	学習面、行動面で困難を示す	不登校や 不登校傾向
1.0人	12.5人	0.8人	3.6人	4.8人

学習指導要領の理念や趣旨の浸透
概念としての知識の習得や深い意味理解を
すること、自律的に学ぶ自信がある生徒が
少ないこと等に課題

デジタルを活用した効果的な学び
「デジタルの力でリアルな学びを
支える」というバランス感覚の下、デジタル
人材育成強化は喫緊の課題

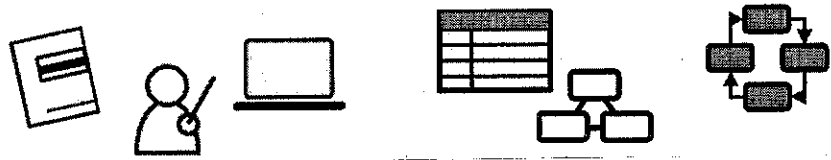
*各種調査に基づく出現率から算出

これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要性

教育課程の実施に伴う教師の負担への指
摘に真摯に向き合う必要性

どのような論点について検討するのか

1 質の高い授業づくりに直結する 分かりやすい学習指導要領にするには



各教科等の中核的な概念等が
分かりやすい構造化の方策

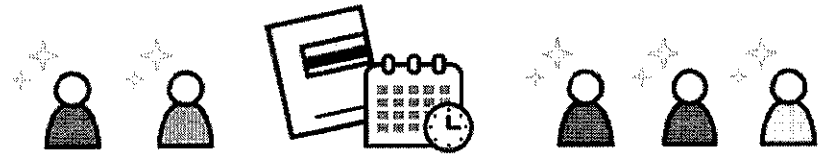
表形式やデジタルを
活用した示し方

重要な理念の関係
性の整理のし方

デジタル学習基盤を前提とした資
質・能力の示し方

学習評価の在り方

2 多様な子供たちを包摂する、教育課程の柔軟な対応とは



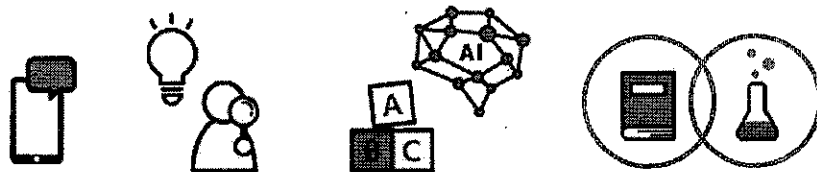
子供による学びの自己調整と教
師の指導性の在り方

教師に「余白」を生み、教育の質の可能性の向上に資
する可能性も含めた、子供たちが輝く柔軟な教育課程
編成の促進の在り方

全日制・定時制・通信制を含め
た高等学校の諸制度の改善の
在り方

不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児
童生徒を包摂する教育課程上の特例の在り方

3 教科等において改訂すべき点は何か



情報活用能力育成の
抜本的充実を図る方策

質の高い探究的な
学びの在り方

文理横断・文理融合の
観点からの改善の在り方

生成AIの活用を含む今後の外
国語教育の在り方

教育基本法、学校教育法等に加え、こども基
本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画する
ための教育の改善の在り方

高等学校教育の
改善の在り方

質の高い特別支援教
育の在り方

幼児教育と小学校教
育との円滑な接続の
改善の在り方

4 過度な負担を生じさせずに趣旨を実現するには



学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書も含めた授業作りの
実態等を全体として捉えた上での、教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感
が生じにくい方

教科書の内容や分量、
デジタル教科書の在り方

教育委員会への支援強化、指導主事等
の資質・能力の向上の在り方

学習指導要領の趣旨・内容について、社会
全体に浸透を促す方法の在り方

現在以上に増加させないことを前提
とした年間の標準総授業時数の在り方

情報技術など変化の激しい分野で最
新の教育内容を扱うことを可能とするた
めの方策

地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、
カリキュラム・マネジメントを実質化する方
策



現行の字書指進要領の目的等



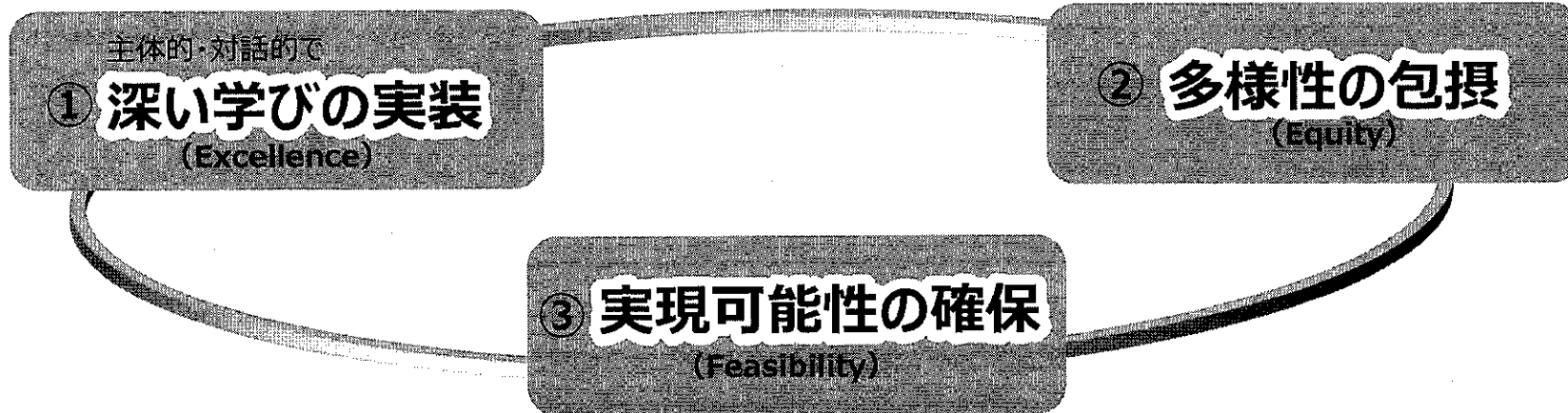
改訂に向けての背景と命題



これまでの検討のハイライト

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～



学びをデザインする高度専門職としての教師 デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白 総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる 民主的で持続可能な社会の創り手 をみんなで作る

「主体的・対話的で深い学び」の実現を通じた

自らの人生を舵取りする力と 民主的で持続可能な社会の創り手 育成 (今後の検定イメージ)

「好き」を育み、「得意」を伸ばす

(興味・関心)



当事者意識を持って、自分の意見を

形成し、対話と合意ができる

【各教科等での検討イメージ】

好き・得意をベースとした
主体的な進路選択の促進

高
中
小
幼

課題設定
の充実

個人探究
グループ探究

総合

生きて働く「確かな知識」の習得

興味・関心が広がる
教材・学習方法の選択を促進

自分の意見を表現する活動の充実

探究的な要素を持つ学習活動の充実

家庭学習の内容を自律的に決めら
れるような段階的指導
(家庭学習ははじめ学習習慣の確立を含む)

各教科等

児童生徒主体のルール
形成や学校生活改善、
行事の創造等の明確化
(みんなが学びやすいルールや環
境の構築を含む)

納得解を形成しようとす
ることの重要性の明文化
(安易な多数決の回避や少数意
見の吟味)

特別活動

考え、議論する
道徳の徹底

(主体的な判断の
重要性、知・徳・体
の調和のとれた発達
に向けた、道徳的価
値の対立を乗り越え
る必要性や道徳的
実践の強調)

道徳

言葉を用いて思考を深めていく指導

他者と関わり協同する力の育成

多様な子供を誰一人取り残さない
視点としての個別最適な学びと協
働的な学びの一体的充実

科学的知見も生かした
効果的な指導計画・授業方法
児童生徒の学習方略の指導

障害や認知特性等
多様な実態を踏まえた調整
(教科等、家庭学習含む)

全ての活動の基盤としての
心理的安全性の確保

学びをデザインする高度専門職としての教師

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備

「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

総合的な勤務環境整備

※本イメージ図は、自らの人生を舵取りする力と民主的で持続可能な社会の創り手育成という今後の検討の一部を資料化したものであり、学習指導要領の改訂に関わる全ての要素を網羅する性質のものではない

学習指導要領による「深い学び」の一層の具現化

- 「資質・能力の深まり」と「資質・能力の一体的育成」を学習指導要領上で可視化することにより、資質・能力の関係性の理解や、それらを一体的に育成するための教師の単元づくりを助け、「深い学び」を授業で具現化しやすくする

＜生きて働く＞

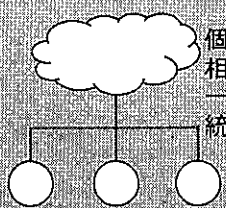
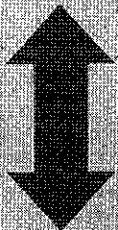
知識及び技能

他の学習や生活の場面でも活用できる

知識及び技能に関する統合的な理解

(例) 関数を使えば未知の状況を予測できる

資質・能力の「深まり」の可視化



個別の知識や技能が相互に関連付けられて一般化されながら統合的に理解される

個別の知識や技能

- (例)
- ・比例・反比例の理解
 - ・一次方程式の解き方
 - ・二元一次方程式を関数としてみなせることへの理解
 - ・現実の事象を関数でモデル化できることへの理解
 - ・二次関数でモデル化できる事象があることへの理解

＜未知の状況にも対応できる＞

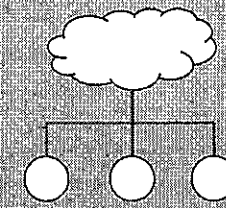
思考力、判断力、表現力等

知識・技能を活用しながら、未知の場面でも課題を解決できる

思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮

(例) 現実の事象を数式でモデル化し、未知の状況を予測して、具体的な解決策を選択する

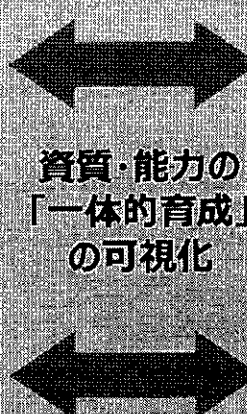
資質・能力の「深まり」の可視化



複雑な課題の解決に向けて、個別の思考力、判断力、表現力等を総合的に働かせる

個別の思考力、判断力、表現力等

- (例)
- ・二つの数量の変化・対応関係を見だし、式やグラフを用いて考察する
 - ・現実の事象にある二つの数量の関係を関数と仮定して処理したりその結果に基づいて判断する



資質・能力の「一体的育成」の可視化

表形式による構造化パターン① (並列パターン)

資質・能力の一体的育成の可視化

(1) 項目名		
	知識及び技能に関する統合的な理解	思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮
	この内容のまとまりを通じて獲得して欲しい統合的な理解等を示す (検討項目④で詳細を検討)	この内容のまとまりにおける知識及び技能を活用しつつ、思考力、判断力、表現力等を総合的に発揮して複雑な課題を解決できる力を示す (検討項目④で詳細を検討)
○学年相当	(小見出し) ・ (小見出し) ・ (小見出し) ・ (小見出し) ・ (小見出し) ・	(小見出し) ・ (小見出し) ・ (小見出し) ・ (小見出し) ・
○学年相当	(小見出し) ・ (小見出し) ・ (小見出し) ・ (小見出し) ・	(小見出し) ・ (小見出し) ・ (小見出し) ・ (小見出し) ・
○学年相当	(小見出し) ・ (小見出し) ・ (小見出し) ・ (小見出し) ・	(小見出し) ・ (小見出し) ・ (小見出し) ・ (小見出し) ・
(内容の取扱い)		

想定する指導学年を明示する場合は、「○学年相当」という形で示す。(示さない場合や、複数学年毎に示す場合、単学年毎に示す場合など柔軟に対応)

右に示す思考・判断・表現の過程で、上に示す統合的な理解を獲得するために必要な要素となる知識及び技能を示す (検討項目⑤で詳細を検討)

左に示す知識及び技能を活用しながら、上に示す複雑な課題の解決をする上で必要な要素となる思考力、判断力、表現力等を示す (検討項目⑤で詳細を検討)

知識及び技能に対応する思考力、判断力、表現力等が共通する場合など、分けて示す必要がない場合は、可能な限り繰り返しを避け、セルを統合して示すなど簡素な示し方となるよう工夫する。

資質・能力の深まりの可視化

※表の読み方を示す柱書きや見出し、各項目の番号の示し方等の平仄については告示の検討に際して技術的に検討

表形式による構造化パターン② (並行パターン)

資質・能力の深まりの可視化

想定する指導学年を明示する場合は、「○学年相当」という形で示す。(示さない場合や、複数学年毎に示す場合、単学年毎に示す場合など柔軟に対応)

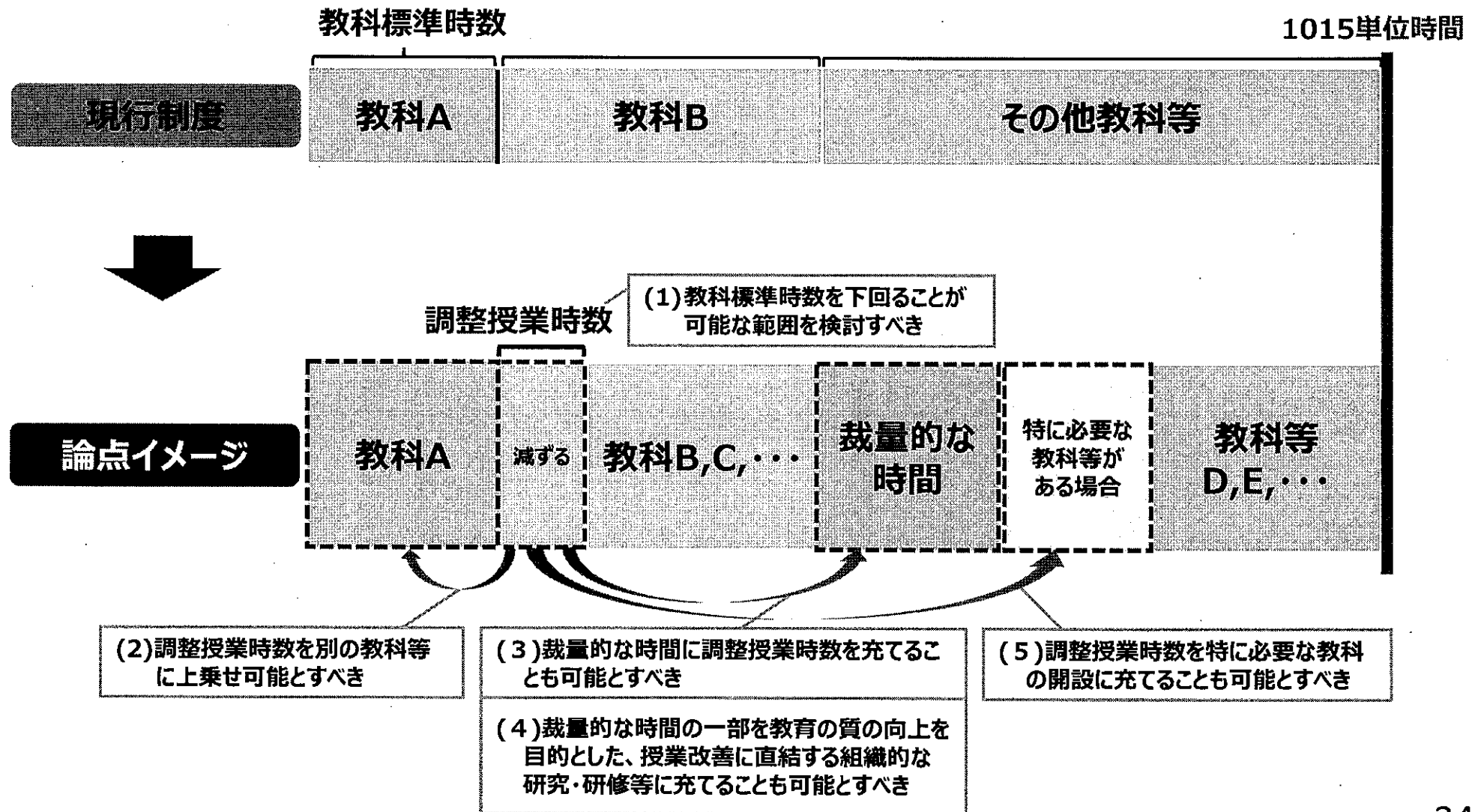
		○学年相当	○学年相当	○学年相当
思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮 知識・技能を活用しつつ、思考力・判断力・表現力等を総合的に発揮して複雑な課題を解決できる力を示す(検討項目④で詳細を検討)	(1) 項目名	(小見出し)	(小見出し)	(小見出し)
	(2) 項目名	(小見出し)	下に示す知識及び技能を活用しながら、左に示す複雑な課題の解決をする上で必要な要素となる思考力、判断力、表現力等を示す。 (検討項目⑤で詳細を検討)	
	(3) 項目名	(小見出し)	(小見出し)	(小見出し)
知識及び技能に関する統合的な理解 この内容のまとめを通じて獲得して欲しい統合的な理解等を示す(検討項目④で詳細を検討)	(1) 項目名	(小見出し)	左に示す統合的な理解を獲得し、上に示す思考・判断・表現を豊かにするために必要となる知識及び技能を示す(検討項目⑤で詳細を検討)	
	(2) 項目名	(小見出し)	(小見出し)	(小見出し)
	(3) 項目名	(小見出し)		
	(4) 項目名	(小見出し)	学年相当に分けて示す必要がない場合は、可能な限り繰り返しを避け、セルを統合して示すなど簡素な示し方となるよう工夫する。	
(内容の取扱い)				

資質・能力の一体的育成の可視化

※表の読み方を示す柱書きや、見出しや各項目の番号の示し方等の平仄については告示の検討に際して技術的に検討

義務教育段階の柔軟な教育課程の方向性（調整授業時数制度）

多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程編成を促進するため、児童生徒や地域の実態を踏まえて、必要に応じて以下のような取組の一部又は全部の実施を可能とする方向で検討



柔軟な教育課程編成の促進（全体イメージ）

多様な個性や特性、背景を有する子供に対応するため、「学校」と「個々の児童生徒」単位の柔軟化を組み合わせ、
 言えば「2階建て」で複層的に包摂できる、柔軟な教育課程の仕組みの構築に向かうことが重要

個々の児童生徒
 に着目した特例の
 新設・拡充

2階

学齢超過者

拡充
 通級指導が
 必要な児童生徒

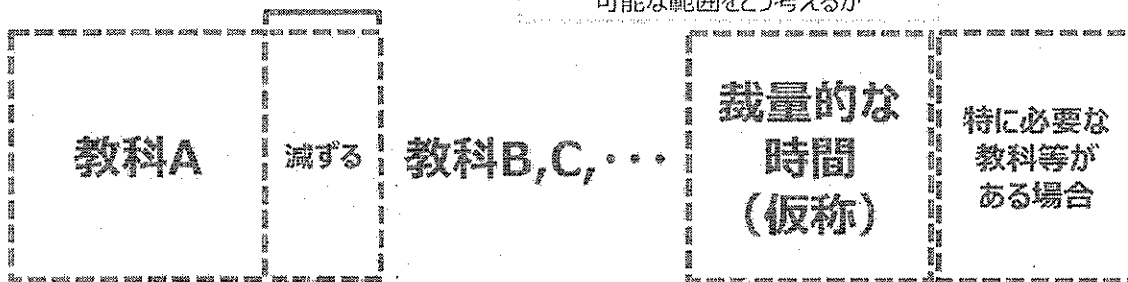
拡充
 日本語指導が
 必要な児童生徒

新設
 校外外の教育支援
 センター等に
 通う
 不登校児童生徒

新設
 特定分野に特異な
 才能を有する児童
 生徒

調整授業時数

(1) 教科標準時数を下回ることが
 可能な範囲をどう考えるか



1015単位時間

・学年区分
 の取扱い
 ・週あたり
 授業時数
 の柔軟化

学校として編成する
 教育課程の柔軟化

1階

(2) 調整授業時数を別の教科等に上乗せ
 可能とするべきか

(3) 裁量的な時間（仮称）に調整授業時数を充てることも可能とすべきか
 (4) その一部を教育の質の向上を目的とした、授業改善に直結する組織的
 な研究活動等に充てることも可能とすべきか

(5) 調整授業時数を特に必要な教科の開設に充てる
 ことも可能とすべきか

※創意工夫を引き出すためのカリキュラム・マネジメントの実質化や指導主事の機能強化も図る。